

第 26 回愛媛都市計画地方審議会議案（昭和 29 年 3 月 23 日開催）

出席者

会長	知事
委員	建設技官
同	運輸技官
同	県会議員 4 名
同	松山商大学長
同	松山市技監
同	松山市長
同	松山市会議員 7 名
同	今治市長
同	今治市会議員 4 名
同	波止浜町長
同	宇和島市長
同	宇和島市議会議員 5 名
同	八幡浜市長
同	八幡浜市会議員 5 名
同	新居浜市長
同	新居浜市会議員 5 名
同	泉川町長
同	角野町長
同	西條市長
同	西條市会議員 5 名
同	川之江町長
同	川之江町会議員 3 名
同	三島町長
同	三島町会議員 4 名
同	長浜町長
同	長浜町会議員 3 名
同	大洲町長
同	大洲町会議員 4 名
同	宇和町長
同	宇和町会議員 3 名
同	三瓶町長
同	三瓶長会議員 3 名
同	内子町長
同	副知事
同	総務部長
同	経済部長

同	労働部長
同	衛生部長
同	民生部長
同	農地部長
同	土木部長
臨時委員	四国鉄道管理局長
幹事	都市計画課長
同	財政課長
同	建築課長
同	松山市都市計画課長
同	今治市技監

議事項目

報第 33 号 委員幹事異動報告

議第 113 号 松山特別都市計画街路事業変更、追加及びその執行年度割変更について

議第 114 号 松山特別都市計画公園追加並びに同事業及びその執行年度決定について

議第 115 号 松山特別都市計画水利施設並びに同事業及びその執行年度決定について

議第 116 号 松山特別都市計画水利施設（防火水槽）追加並びに同事業及びその執行年度決定について

議第 117 号 今治特別都市計画街路追加変更並びに同事業及びその執行年度割決定について

議第 118 号 今治特別都市計画街路事業及びその執行年度決定について

議第 119 号 今治特別都市計画街路事業執行年度変更について

議第 120 号 今治特別都市計画公園追加並びに同事業及びその執行年度決定について

議第 121 号 宇和島特別都市計画街路事業及びその執行年度割決定について

議第 122 号 宇和島特別都市計画水利施設並びに同事業及びその執行年度割決定について

議第 123 号 八幡浜都市計画公園並びに同事業及びその執行年度割決定について

議第 124 号 八幡浜都市計画水利施設（防火水槽）追加並びに同事業及びその執行年度決定について

議第 125 号 新居浜都市計画街路追加、廃止並びに同事業及びその執行年度割決定について

議第 126 号 新居浜都市計画水利施設（防火水槽）追加並びに同事業及びその執行年度決定について

議第 127 号 新居浜都市計画公園追加並びに同事業及びその執行年度決定について

議第 128 号 新居浜都市計画公園事業執行年度割変更について

議第 129 号 新居浜都市計画公園追加並びに同事業及びその執行年度割決定について

議第 130 号 新居浜都市計画塵芥焼却場決定について

議第 131 号 西條都市計画街路及び同事業変更について

議第 132 号 西條都市計画水利施設変更追加並びに同事業及びその執行年度割変更について

議第 133 号 川之江都市計画街路事業及びその執行年度決定について

議第 134 号 川之江都市計画公園並びに同事業及びその執行年度割決定について

議第 135 号 三島都市計画街路事業及びその執行年度割変更について

議第 136 号 長浜都市計画街路事業及びその執行年度決定について

議第 137 号 大洲都市計画街路事業執行年度割変更について

議第 138 号 三瓶都市計画街路事業及びその執行年度割決定について

議第 139 号 三瓶都市計画公園並びに同事業及びその執行年度決定について

議第 140 号 三瓶都市計画水利施設追加並びに同事業及びその執行年度割決定について

議第 141 号 宇和都市計画水利施設並びに同事業及びその執行年度割決定について

議第 142 号 内子都市計画区域について

議第 113 号 松山特別都市計画街路事業変更、追加及びその執行年度割変更について

第一、昭和 28 年 6 月 19 日建設省告示第 1087 号特別都市計画街路事業中 1 等大路第 1 類第 1 号線を次のように改め、1 等大路第 1 類第 2 号線を追加する。

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）、摘要】

1,1,1、花園町線、南堀端町 10 番地、湊町 5ノ5 番地、（花園町）、26.5

但し、駅前広場約 4,880 平方メートルを設ける。

1,1,2、大手町通線、駅前広場約 5,900 平方メートルを設ける。

「別紙図面表示の通り」

第二 前項のように変更、追加した昭和 28 年 6 月 19 日建設省告示第 1087 号特別都市計画事業の執行年度割を次のように改める。

昭和 27 年度 約 3 割

昭和 28 年度 約 7 割

理由書

大手町通線及び花園町線は既に舗装整備を完了したるも、右路線の起点たる松山駅前及び松山市駅前広場は未整備の為、交通・衛生上に大きな支障を来しているので、本案のように舗装事業を執行し、以て交通の利便、都市の美化に寄与線とするものである。

議第 114 号 松山特別都市計画公園追加並びに同事業及びその執行年度決定について

第一、特別都市計画公園に次の公園を追加する。

【番号、名称、位置、地積（ヘクタール）、摘要】

1、湯月運動公園、松山市大字道後字柿の木谷、約 1.72、テニスコート及び修景施設

「別紙図面表示の通り」

第二、前項の計画を都市計画事業とし、昭和 28 年度に於いて執行するものとする。

理由書

道後地帯は松山観光温泉文化都市の根幹地区であるが本地区には運動施設がないので今回本案のように運動公園を計画決定すると共に愛媛県知事においてこれを執行し、以て住民の保健及び慰楽に資しようとするものである。

議第 115 号 松山特別都市計画水利施設並びに同事業及びその執行年度決定について

第一、特別都市計画水利施設は次のように定める。

排水施設

【番号、名称、事業区間（起点、終点、主なる経過地）、幅員（メートル）、排水区域（ヘクタール）、摘要】

1、堀川第二吐口、港山町 2101 番地ノ 2 地先、扉門、暗渠 1.40、1.40、約 250

「別紙図面表示の通り」

第二、前項の計画を都市計画事業とし昭和 28 年度に於いて執行するものとする。

理由書

本市堀川地区は近時工場の誘致に伴い人口の増加も多く更に松山港の一環として発展しつつあるが、南海地震以来地盤沈下の影響甚だしく又排水施設は完備されず降雨時しばしば市街地に浸入するような現状である。よって本案のように事業を執行し以て市民の福利増進を図らんとするものである。

議第 116 号 松山特別都市計画水利施設（防火水槽）追加並びに同事業及びその執行年度決定について

第一、特別都市計画水利施設に次の施設を追加する。

防火水槽

【番号、名称、位置、容量（立方メートル）、面積（平方メートル）】

- 26、佃町防火水槽、佃町 5 番地地先、40.0、約 21.0、地下式
- 27、昭和町防火水槽、昭和町 38 番地地先、40.0、約 21.0、地下式 4
- 28、三津宮前町防火水槽、宮前町 1 ノ 2 番地地先、湧水量 40.0 以上、約 3.0、井戸式、
- 29、三津通町第二防火水槽、通町 3 ノ 16 番地地先、湧水量 40.0 以上、約 3.0、井戸式
- 30、三津栄町第二防火水槽、栄町 49 番地地先、湧水量 40.0 以上、約 3.0、井戸式
- 31、三津住吉町防火水槽、住吉町 1 ノ 135 番地地先、湧水量 40.0 以上、約 3.0、井戸式
- 32、大手町防火水槽、大手町 1 ノ 23 番地地先、湧水量 40.0 以上、約 3.0、井戸式
- 33、唐人町防火水槽、唐人町 2 ノ 32 番地地先、湧水量 40.0 以上、約 3.0、井戸式
- 34、喜与町防火水槽、喜与町 1 番地地先、湧水量 40.0 以上、約 3.0、井戸式

「別紙図面表示の通り」

第二、前項の計画を都市計画事業とし、昭和 28 年度において執行するものとする。

理由書

本市においては近年各地に発生せる大火に対処するため、昭和 26 年度より 5 カ年計画で初期防火を果たし得るよう防火水槽の設置をなしてきたが、昭和 28 年度においても右計画に基づいて本案のように佃町外 8 か所を事業施行せんとするものである。

議第 117 号 今治特別都市計画街路追加変更並びに同事業及びその執行年度割決定について

第一、特別都市計画街路中次のように 2 等大路 2 類 7 号線を追加し、2 等大路 3 類 1 号線を変更する。

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）、延長（米）、摘要】

- 2,2,7、別宮大新田線、大字別宮、大字大新田、（大字大新田）、15、約 1,090、追加
- 2,3,1、広小路大新田線、大字今治村、大字大新田、（大字別宮）、12、約 1,370、変更（延長縮小）

「別紙図面表示の通り」

第二、特別都市計画街路中 2 等大路 1 類 1 号線外 1 路線を次のように特別都市計画事業とする。

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）、延長（米）、摘要】

- 2,1,1、今治近見線、大字別宮、大字別宮、25、約 120、延長の一部（橋梁幅員 10 米、延長 15 米）
- 2,2,7、別宮大新田線、大字別宮、大字大新田、（大字大新田）、15、約 1,090、

「別紙図面表示の通り」

第三 前項の事業の執行年度割を次のように定める。

- 昭和 28 年度 約 4 割
- 昭和 29 年度 約 6 割

理由書

本市の市街地より隣接町波止浜町を結ぶ波止浜今治線中市街地における戦災より免れた部分は街路幅員の狭隘、家屋の密集等隣町との交通に多大の支障をきたしている現状である。これが緩和を図るため拡幅するには莫大な日時及び経費を要し早急実現は困難であるため、別宮大新田線を計画追加し、直ちに本路線及びこれと連絡する路線の事業をなし、事態の要求に副わんとするものである。なお本事業は愛媛県知事が執行するものである。

議第 118 号 今治特別都市計画街路事業及びその執行年度決定について

第一、特別都市計画街路中 1 等大路第 1 類第 1 号線外 2 路線を次のように今治特別都市計画事業とする。

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）、延長（米）、摘要】

1,1,1、広小路線、但し、起点附近において地積約 2447 平方メートルの広場を設ける、計画の一部舗装

2,2,2、今治駅北浜町線、大字日吉 770 番地、大字別宮 162 ノ 8 番地、（宝来通）、5.8、約 314、延長、幅員の一部、舗装

2,2,4、常盤町線、大字新町 95 番地、大字新町 134 ノ 1 番地、（新町）4.9、約 235、延長、幅員の一部、舗装
「別紙図面表示の通り」

第二 前項に事業は昭和 28 年度において執行するものとする。

理由書

今回事業個所は共に重要路線であるが、近年の急激なる車馬の通行により、雨天の際には泥水が四散し、路面の損傷、通行者の迷惑は大であり、又乾燥時には砂塵をおこし保健衛生上にも問題投げている現状であるので、これを是正する為本案のように舗装を成し交通の便に寄与せんとするものである。

議第 119 号 今治特別都市計画街路事業執行年度変更について

第一 昭和 28 年 6 月 19 日建設省告示第 1093 号今治特別都市計画街路事業の執行年度を次のように改める。

昭和 27 年度 0 割

昭和 28 年度 10 割

理由書

本街路事業は波止浜町長が事業執行者として着手したが用地買収が容易に解決できなかつたため執行出来なかつた。今回この問題の解決を見たので本案のように事業年度を昭和 28 年度まで延長しようとするものである。

議第 120 号 今治特別都市計画公園追加並びに同事業及びその執行年度決定について

第一、特別都市計画公園に次の公園を追加する。

【番号、名称、位置、地積（ヘクタール）、摘要】

13、大新田運動公園、今治市大字石井、大新田地内、約 3.58、野球場及び修景施設
「別紙図面表示の通り」

第二、前項の計画を都市計画事業とし、その執行年度割を次のように定める。

昭和 28 年度 約 4 割

昭和 29 年度 約 6 割

理由書

本市においては、市民の保健に資すべき運動施設がないので、今回本案のように運動場を中心とする都市計画公園を決定し、併せて同事業を早急に実施し、以て市民の用に供せんとするものである。

議第 121 号 宇和島特別都市計画街路事業及びその執行年度割決定について

第一、特別都市計画街路中 2 等大路第 2 類第 1 号線を次のように特別都市計画事業とする。

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）、延長（米）、摘要】

2,2,1、宇和島停車場宇和島港線、鶴島町、栄町、（恵美須町）、9、約 490、舗装、

但し、起点附近に約 313 平方メートルの広場を設ける。

「別紙図面表示の通り」

第二 前項の事業の執行年度割を次のように定める。

昭和 28 年度 約 4 割 8 分

昭和 28 年度 約 5 割 2 分

理由書

本路線は国鉄宇和島駅と二級国道及び宇和島港を結ぶ重要幹線で既に戦災復興事業により拡幅整備されたのであるが、近時車両交通の激増による路面の損傷は甚だしく、かつ塵埃の飛散は極めて不衛生な状況である。今回これに対処すべく本案のように車道部分及び駅前広場の舗装事業を執行せんとするものである。

議第 122 号 宇和島特別都市計画水利施設並びに同事業及びその執行年度割決定について

第一、特別都市計画水利施設を次のように定める。

排水施設

【番号、名称、事業区間（起点、終点、主なる経過地）、幅員（メートル）、排水区域（ヘクタール）、摘要】

1 小笠原新田排水路、明倫町乙番外 5 ノ 18 地先、丸ノ内 17 番地ノ 29 地先、（明倫町、榊形町）、1.26、34.1

但し、起点より約 77 メートルの地点附近に地積約 170 平方メートルのポンプ場を設ける。

「別紙図面表示の通り」

第二、前項の計画を都市計画事業としその執行年度割を次のように定める。

昭和 28 年度 約 1 割

昭和 29 年度 約 3 割 2 分

昭和 30 年度 約 5 割 8 分

理由書

本市の新内港に接岸する一帯の地域には見るべき排水施設を欠くため衛生的見地より放置することができないので、ここに都市計画施設として排水路を計画すると共に、本年度より 3 カ年継続事業としてこれが整備を図ろうとするものである。

議第 123 号 八幡浜都市計画公園並びに同事業及びその執行年度割決定について

第一、都市計画公園に次のように定める。

【番号、名称、位置、地積（ヘクタール）、摘要】

1 愛宕山公園、八幡浜市愛宕、約 4.62、ボクシング場、苑路、庭球場、休憩所、ベンチ

「別紙図面表示の通り」

第二、前項の計画を都市計画事業とし、本事業の執行年度割を次のように定める。

昭和 28 年度 約 2 割

昭和 29 年度 約 4 割

昭和 30 年度 約 2 割

理由書

本市は、各種産業の発展につれて形成された都市のため現在まで市民の慰楽及び保健の用に供する施設は皆無であった。これが解決の為今回本案のように運動公園を都市計画として決定すると共に昭和 28 年度事業としてこれが整備を図ろうとするものである。

議第 124 号 八幡浜都市計画水利施設（防火水槽）追加並びに同事業及びその執行年度決定について

第一 特別都市計画水利施設に次の施設を追加する。

防火水槽

【番号、名称、位置、容量（立方メートル）、面積（平方メートル）】

11、東矢野町防火水槽、市内大字東矢野町地内、45.0、約 24.0

12、古町防火水槽、市内大字矢野字古町地内、45.0、約 24.0

13、大平防火水槽、市内大字大平地内、45.0、約 24.0

14、高城防火水槽、市内大字向灘高城地内、45.0、約 24.0

「別紙図面表示の通り」

第二、前項の計画を都市計画事業とし、昭和 28 年度において執行するものとする。

理由書

本市は三方山に囲まれ、一方に開けている海岸線よりは常時西の季節風を受け市街地の建築物は木造家屋密集しておる等失火の際には極めて憂慮される現状であるので、これが対策として、昭和 26 年度より防火水槽を設けてきたが、昭和 28 年度においても本案のように事業を実施し都市防火施設の充実を期そうとするものである。

議第 125 号 新居浜都市計画街路追加、廃止並びに同事業及びその執行年度割決定について

第一、特別都市計画街路中次のように 2 等大路第 3 類第 10 号線を追加し、1 等小路第 2 号線及び 1 等小路第 3 号線を廃止する。

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）、延長（米）、摘要】

2,3,10、駅裏角野線、泉川町字下土居、角野町北内角、（泉川町松木）、11、約 2,580、

但し、起点付近において地積約 3250 平方メートルの広場を設ける。

「別紙図面表示の通り」

第二、前項の計画中 2 等大路第 3 類第 10 号線を次のように都市計画事業とする。

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）、延長（米）、摘要】

2,3,10、駅裏角野線、泉川町字下土居、泉川町喜光地、（泉川町松木）、11、約 1,640、延長の一部

但し、起点付近において地積約 3250 平方メートルの広場を設ける。

「別紙図面表示の通り」

第三 前項の事業の執行年度割を次のように定める。

昭和 28 年度 約 1 割 7 分

昭和 29 年度 約 2 割 3 分

昭和 30 年度 約 6 割

理由書

国鉄新居浜駅と泉川町及び角野町を連絡する街路は極めて重要な路線であるが、さきに決定したものはその後検討の結果、現今の実情に適合しないのでこれを廃止し、今回本案のように現状に即応した街路追加をなし併せて早急に事業を執行せんとするものである。なお本事業は泉川町長が執行するものとする。

議第 126 号 新居浜都市計画水利施設（防火水槽）追加並びに同事業及びその執行年度決定について

第一 特別都市計画水利施設に次の施設を追加する。

防火水槽

【番号、名称、位置、容量（立方メートル）、面積（平方メートル）】

7、7号防火水槽、久保町金子町甲 839 番地地先、40 立方メートルと同等湧水量、約 40.0、井戸式

8、8号防火水槽、中須賀町 791 番地地先、40 立方メートルと同等湧水量、約 40.0、井戸式

9、9号防火水槽、神明町 690 番地地先、40 立方メートルと同等湧水量、約 40.0、井戸式

10、10号防火水槽、高津町高 568 番地地先、40 立方メートルと同等湧水量、約 40.0、井戸式

11、11号防火水槽、西之土居町金子乙 382 番地地先、40 立方メートルと同等湧水量、約 40.0、井戸式

「別紙図面表示の通り」

第二、前項の計画を都市計画事業とし、昭和 28 年度において執行するものとする。

理由書

本市には上水道施設・消火の際使用可能な河川等がなく防火水利は全く不備であるため一朝出火の際には初期防火を期し得ない状況である。これが対策として、昭和 27 年度より防火水槽を設置してきたが、昭和 28 年度においても引き続き久保田町外 4 か所に選定設置し初期防火を図ろうとするものである。

議第 127 号 新居浜都市計画公園追加並びに同事業及びその執行年度決定について

第一、都市計画公園に次の公園を追加する。

【番号、名称、位置、地積（ヘクタール）、摘要】

3、新居浜運動公園、新居浜市新須賀町北浦地内、約 2.7、野球場、修景施設

「別紙図面表示の通り」

第二、前項の計画を都市計画事業とし、昭和 28 年度において執行するものとする。

理由書

本市は、各種産業の発展につれて形成された都市のため現在まで市民の慰楽及び保健の用に供する施設は皆無であった。これが解決の為今回本案のように運動公園を都市計画として決定すると共に昭和 28 年度事業としてこれが整備を図ろうとするものである。

議第 128 号 新居浜都市計画公園事業執行年度割変更について

第一、昭和 27 年 3 月 31 日建設省告示第 595 号都市計画公園事業の執行年度割を次のように変更する。

昭和 26 年度 約 1 割

昭和 27 年度 約 1 割

昭和 28 年度 約 1 割

昭和 29 年度 約 3 割

昭和 30 年度 約 4 割

理由書

本市の公園施設として見るべきものがなく、市民の保健慰楽に欠けるところがあったので、昭和 26 年度においてこれが施設を設置するため都市計画決定と併せて事業決定を行い現在に至っていたが、財政措置の問題等諸般の情勢により既定年度内の完成が不可能視されるに至ったので、ここに本案のように執行年度を延長しようとするものである。

議第 129 号 新居浜都市計画公園追加並びに同事業及びその執行年度割決定について

第一、都市計画公園中に次の施設を追加する。

【番号、名称、位置、面積（ヘクタール）、摘要】

4、土橋公園、新居郡中萩町大字中村字石ノ塔地内、0.63、児童遊戯施設

5、新田公園、新居郡角野町大字角野 3288 番地地内、0.286 児童遊戯施設

「別紙図面表示の通り」

第二 前項の計画を都市計画事業とし、その執行年度割を次のように定める。

第 4 号土橋公園

昭和 28 年度 約 4 割

昭和 29 年度 約 6 割

第 5 号新田公園

昭和 28 年度 約 7 割

昭和 29 年度 約 3 割

理由書

新居浜都市計画区域内の中萩町及び角野町は近時益々発展の趨勢にあるが町内には現在公園施設として見るべきものがなく、特に児童の為の該施設の設置が強く要請されている実情に鑑み、ここに本案のように都市計画公園及び同事業の決定をなそうとするものである。

議第 130 号 新居浜都市計画塵芥焼却場決定について

第一 都市計画塵芥焼却場は次の通りである。

【番号、名称、位置、地積（平方メートル）、摘要】

1、新居浜塵芥焼却場、新居浜市郷地区、約 4000、1 日当たり焼却能力 75 頓

「別紙図面表示の通り」

理由書

本市の人口は約 77,000 人を有し、日々排出される塵芥は夥しい数量に上るが現在までのこれが処理は何らなされずに棄却されている状況にあつて、市民の保健衛生上の見地から極めて遺憾に堪えないものがあるので、ここに本案のように塵芥焼却場を都市計画決定し、健全都市の育成の一助たらしめようとするものである。

議第 131 号 西條都市計画街路及び同事業変更について

第一、都市計画街路中 2 等大路第 1 類第 5 号線の一部を次のように改める。

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）、延長（米）、摘要】

2,1,5、国道西條港線、大町字加茂新地 1209 ノ 1、樋之口字八丁 454、（神拝、明屋敷）、20、2,840

但し、起点、起点より約 720 メートルの地点、11、720

起点より約 720 メートルの地点、2 等大路第 3 類第 2 号線との交差点、15、100

「別紙図面表示の通り」

第二 昭和 26 年 5 月 23 日建設省告示第 433 号西條都市計画事業を前項のように変更する。

「別紙図面表示の通り」

理由書

本路線は国道 11 号線との交点を起点とし、市街地の梢々…西部を通過して西條港に至る重要路線として目下整備中であるが、当初は本路線と国鉄予讃線を平面交差として計画されているため、本路線完成後の

交通量を勘案するとなお円滑な交通上遺憾な点も考えられるので、当該部分を立体交差に変更し事業を推進しようとするものである。

議第 132 号 西條都市計画水利施設変更追加並びに同事業及びその執行年度割変更について

第一、都市計画水利施設を次のようにイ号及びロ号排水路を変更し、御本陣川排水路を追加する。

【番号、名称、事業区間（起点、終点、主なる経過地）、幅員（メートル）、排水区域（ヘクタール）、摘要】

- 1、御本陣川排水路、明屋敷、明屋敷、16.0～7.0、80.0、延長約 670 米
- 2、イ号排水路、神拝新町甲 517、神拝新町 511、（神拝新町三本松）、5.0～1.0、9.1、延長約 270 米
- 3、ロ号排水路、神拝新町 511 の 2、神拝新町 618 の 2、2.6～0.8、9.4、延長約 400 米
但し、終点附近に地積約 190 平方メートルのポンプ場を（及び面積約 15,000 平方メートルの遊水地を）設ける。

「別紙図面表示の通り」

第二、昭和 28 年 6 月 19 日建設省告示第 109 号都市計画水利施設事業を次のように変更する。

【番号、名称、事業区間（起点、終点、主なる経過地）、幅員（メートル）、排水区域（ヘクタール）、摘要】

- 1、御本陣川排水路、但し書ポンプ場、面積約 190 平方メートル
- 2、イ号排水路、神拝新町甲 517、神拝新町 511、（神拝新町三本松）、5.0～1.0、9.1、延長約 270 米
- 3、ロ号排水路、神拝新町 511 の 2、神拝新町 618 の 2、2.6～0.8、9.4、延長約 400 米

「別紙図面表示の通り」

第三、昭和 28 年 6 月 19 日建設省告示第 109 号都市計画水利施設事業執行年度割を次のように変更する。

昭和 27 年度	約 1 割
昭和 28 年度	約 2 割
昭和 29 年度	約 5 割
昭和 30 年度	約 2 割

理由書

本市市街地中特に排水不良地区に計画せられた既定排水施設中事業実施に際し特に精査の結果ポンプ場の位置を変更するとともに更に御本陣川を都市計画排水路として新たに決定しようとするものである。なお既定事業及びその執行年度割の一部を本案のように変更し、本事業の速やかな完成を期しようとするものである。

議第 133 号 川之江都市計画街路事業及びその執行年度決定について

第一、都市計画街路中 2 等大路第 2 類第 1 号線を次のように都市計画事業とする。

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）、延長（米）、摘要】

- 2,2,1、川之江古町線、新町下西側 1707 番ノ 1、新町下西側 1708 番ノ 2、9 乃至 15、約 52、延長幅員の一部
「別紙図面表示の通り」

第二 前項の事業は、昭和 28 年度において執行するものとする。

理由書

本路線は国鉄川之江駅と一級国道 11 号線及び港湾を結ぶ交通幹線であるが、現在終点附近は幅員狭小であるため交通の阻害甚だしい状況である。よって本案のように早急に事業を執行し交通・運輸上便ならしめようとするものである。

議第 134 号 川之江都市計画公園並びに同事業及びその執行年度割決定について

第一、都市計画公園を次のように定める。

【番号、名称、位置、地積（ヘクタール）、摘要】

- 1、城山公園、川之江町西浜小町西新町、8.0、苑路、休憩所、展望所、集会所、児童遊戯場、ベンチ、便所、植栽、給排水

「別紙図面表示の通り」

第二 前項の計画を都市計画事業とし、その執行年度割を次のように定める。

昭和 28 年度	約 7 分
昭和 29 年度	約 3 割 3 分
昭和 30 年度	約 3 割
昭和 31 年度	約 3 割

理由書

本城山公園は、燧灘を望見できる景勝地で本町及び隣接町村における唯一の公園である。これを今回本案のように都市計画公園として決定し、昭和 28 年度より 4 カ年事業にて各種施設の拡充整備を計り、以て住民の慰楽及び保健に供せんとするものである。

議第 135 号 三島都市計画街路事業及びその執行年度割変更について

第一、昭和 25 年 7 月 24 日建設省告示第 873 号三島都市計画街路事業を次のように変更する。

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）、延長（米）、摘要】

- 2,2,1、三島港枝村線、大字三島中之丁、大字三島沖田井、11、約 1224、終点の位置

別紙図面表示の通り

第二 前項の事業の執行年度割を次のように定める。

自昭和 24 年度	
至昭和 27 年度	約 4 割
昭和 28 年度	約 1 割
昭和 29 年度	約 2 割
昭和 30 年度	約 3 割

理由書

本路線は昭和 24 年度より 4 カ年事業にて進捗中であるが、その間の物価高騰による事業費の膨張を見、町負担支出がかさみ計画通り事業を執行し得ないので事業執行年度割を 7 カ年に改め事業を完成せんとするのである。尚事業中約 700 米は隣村松柏村部分にして既に失業対策事業にて施行済みのためこれを縮小しようとするものである。

議第 136 号 長浜都市計画街路事業及びその執行年度決定について

第一、都市計画街路中 2 等大路第 3 類第 2 号線を次のように都市計画事業とする。

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）、延長（米）、摘要】

- 2,3,2、長浜港仁久線、長浜町大字長浜字松原通甲 489 番地、長浜町大字長浜字松原通甲 489 番地、11、約 22、延長幅員の一部

「別紙図面表示の通り」

第二 前項の事業は、昭和 28 年度において執行するものとする。

理由書

2等大路第3類第2号線長浜港仁久線は長浜港と大洲町を結ぶ路線であり、その一部は昭和24・5年度において執行したのであるが、ここに再び本案のように事業を実施して交通の緩和を計らんとするものである。

議第137号 大洲都市計画街路事業執行年度割変更について

昭和28年6月19日建設省告示第1092号都市計画街路事業執行年度割を次のように変更する。

昭和27年度	約0割
昭和28年度	約5割
昭和29年度	約5割

理由書

本路線は大洲駅前より市街地を通過し、二級国道と交差して郊外地を結ぶ重要路線として計画され、その中特に緊急整備を要請された駅前広場を造成するため事業決定されたものであるが、駅前地帯の特殊性により用地買収が極めて困難なため既定年度の完成が不能視されるに至ったのでここに本案のように執行年度の延長をなそうとするものである。

議第138号 三瓶都市計画街路事業及びその執行年度割決定について

第一、都市計画街路中2等大路第3類第2号線を次のように都市計画事業とする。

【街路番号(等級、類別、番号)、街路名称、起点、終点、(主なる経過地)、幅員(米)、延長(米)、摘要】
2,3,2、朝立津布理線、朝立字日吉崎7耕297番地、津布理字石崎2843番地、(字正田)、11、約1,078
「別紙図面表示の通り」

第二 前項の執行年度割を次のように定める。

昭和28年度	約7分
昭和29年度	約9分
昭和30年度	約2割2分
昭和31年度	約3割4分
昭和32年度	約2割8分

理由書

本路線は東宇和郡と本町の中心部及び港湾とを結ぶ重要幹線として計画されているが、現在これが目的を持っておる県道は幅員狭小の為近時増大しておる交通量に対してはその機能を全うし得ない現状であり、これが拡幅は支障物件多数の為早急実施は困難である。よってこれに代わる路線として本路線を本案のように事業を執行し以て交通輸送に便ならしめ本町の進展に寄与せんとするものである。

議第139号 三瓶都市計画公園並びに同事業及びその執行年度決定について

第一、都市計画公園を次のように定める。

【番号、名称、位置、地積(ヘクタール)、摘要】

1、津布理公園、三瓶町大字津布理字汐入、2.68、運動広場、テニスコート、相撲場、児童遊戯場、植栽
「別紙図面表示の通り」

第二 前項の計画を次のように都市計画事業とする。

【番号、名称、位置、地積(ヘクタール)、摘要】

1 津布理公園、三瓶町大字津布理字汐入、0.13、計画の一部、児童遊戯場

「別紙図面表示の通り」

第三 前項の事業は、昭和 28 年度において執行するものとする。

理由書

本町及びこれに隣接する町村においては現今まで住民の慰楽及び保健に供する公園運動場の施設が皆無の状態にあるのでこれが解決のため、今回本案のように都市計画公園を決定するとともにこれが一部に対し特に急施を要請される児童遊戯場を昭和 28 年度において執行せんとするものである。

議第 140 号 瓶都市計画水利施設追加並びに同事業及びその執行年度割決定について

第一 都市計画水利施設に次の施設を追加する。

防火水槽

【番号、名称、位置、容量（立方メートル）、面積（平方メートル）】

- 4、松ノ木水槽、三瓶町大字津布理字松ノ木、約 40.0、22.0
- 5、袖ヶ谷水槽、三瓶町大字津布理字袖ヶ谷、約 40.0、16.2
- 6、日吉崎水槽、三瓶町大字津布理字日吉崎、約 40.0、22.0

「別紙図面表示の通り」

第二、前項の計画はこれを都市計画事業とし、昭和 28 年度において執行するものとする。

理由書

本町の消火防水利の不備なる状況に鑑み、過年度に引き続き更に適地を選定し、3 か所の防火水槽を設置しようとするものである。

議第 141 号 宇和都市計画水利施設並びに同事業及びその執行年度割決定について

第一、都市計画水利施設を次のように定める。

排水施設

【番号、名称、事業区間（起点、終点、主なる経過地）、幅員（メートル）、排水区域（ヘクタール）、摘要】

- 1、馬場排水路、大字久枝 1 ノ 571 番地、大字鬼窪 2 ノ 38 番地、(大字久枝、大字鬼窪)、0.92～1.20、約 38.0、終点の位置
- 2、上鬼窪排水路、大字久枝 1 ノ 561 番地、大字鬼窪 2 ノ 200 番地、(大字久枝、大字鬼窪)、0.84～1.10、約 15.3、終点の位置
- 3、新地排水、大字久枝 1 ノ 321 番地、大字鬼窪 2 ノ 249 番地、(大字久枝、大字鬼窪)、約 13.1、終点、幅員
- 4、駅前排水路、大字卯之町 1 ノ 691 番地、大字卯之町 1 ノ 1312 番地、(大字卯之町)、0.87～1.03、約 12.7、起点の位置
- 5、中の町排水路、大字卯之町 1 ノ 940 の 2 番地、大字卯之町字坪ヶ谷 1 ノ 1710 番地、(大字卯之町)、0.75～1.40、約 23.7、起点の位置
但し、大字卯之町 1 ノ 1681 番地より同 1 ノ 1807 番地に至る支線を設ける。
- 6、鬼窪排水路、大字鬼窪 1 ノ 468 番地、大字鬼窪 1 ノ 590 番地、(大字鬼窪)、0.62～0.84、約 8.2、終点の位置

「別紙図面表示の通り」

第二 昭和 28 年 6 月 19 日建設省告示第 1101 号宇和都市計画水利施設事業を前項の計画のように変更しその執行年度割を次のように定める。

昭和 27 年度 約 1 割

昭和 28 年度 約 2 割 2 分
昭和 29 年度 約 3 割 8 分
昭和 30 年度 約 3 割

理由書

本町の排水施設はさきに馬場排水路外 5 水路が決定され昭和 27 年度より事業を実施してきているがその後精査の結果一部変更の必要が生じたので、ここに本案のように改め、併せてその執行年度を昭和 30 年度までに延長しようとするものである。

議第 142 号 内子都市計画区域について

第一 内子都市計画区域

喜多郡内子町
喜多郡五十崎町
喜多郡天神村
喜多郡五城村

理由書

本町は喜多郡の東部に位し、古くより木材集散都市として知られ、又製糸、製材工業も盛んで近郷の中心商業都市として発展しつつあるが、町の公共施設は旧態のまま何ら改良整備が加えられなかったため、この発展に対処して十全な都市機能の発揮が期待し得ない実情で、特に街路網の整備、上下水道の敷設は極めて緊急を要する現状にあるので、茲に都市計画法第 1 条による指定を行うと共に都市計画区域は地理的、経済的に密接な関連を有する隣接 1 町 2 か村をこれに含め一連の計画策定の基盤たらしめようとするものである。

会議録（幹事説明と質疑のみに限定）

議第 121 号 宇和島特別都市計画街路事業及びその執行年度割決定について

委員：ちょっと質問したいんですが、313 平方メートルの広場の件でございますが、この川にスラブをかけたまま、広場にする様な計画に聞いておったんでございますが、それを入れますと、この面積がもう少し大きくなるんじゃないか。この辺をお伺いいたします。

幹事：いまのお話の件ですが、実験がございまして、それをスラブをかけて広場にするという計画は、今年ガソリン税によって 5 年計画をたてておるわけですが、その 5 年計画の中の一部として七間堀にスラブをかけて広場に広げるという計画は 29 年度以降 5 年計画でなっとったんでしてここで決定しようとする部分はお話の取り付けの一部訂正しておるのです。

議第 123 号 八幡浜都市計画公園並びに同事業及びその執行年度割決定について

委員：この案に対して異議を言わねばなりません。一寸内容に多少疑義を挟んでおるものがありますが、ここでいまお尋ねするということは傍聴関係に当たる関係職員に御迷惑と思いますが、本議案には異議はないということを表明して、多少の異議を後から質したいと思います。
異議なし。

第 27 回愛媛都市計画地方審議会（昭和 29 年 11 月 5 日開催）

出席者

会長	知事
委員	建設技官
同	運輸技官
同	県会議員 4 名
同	松山商大学長
同	松山市技監
同	松山市長
同	松山市会議員 7 名
同	今治市長
同	今治市会議員 4 名
同	波止浜町長
同	宇和島市長
同	宇和島市議会議員 5 名
同	新居浜市長
同	新居浜市会議員 5 名
同	泉川町長
同	中萩町長
同	郡中町長
同	郡中町会議員 3 名
同	総務部長
同	商工労働済部長
同	衛生部長
同	民生部長
同	農林水産部長
同	土木部長
臨時委員	四国鉄道管理局長
幹事	都市計画課長
同	今治市技監
同	松山市都市計画課長
同	財政課長
同	建築課長

議事項目

- 報第 34 号 委員幹事異動報告
- 議第 143 号 松山特別都市計画街路廃止変更及び追加について
- 議第 144 号 松山特別都市計画土地区画整理決定及び同事業の変更について
- 議第 145 号 今治特別都市計画街路廃止変更及び追加について

- 議第 146 号 今治特別都市計画公園変更及び追加決定について
- 議第 147 号 今治特別都市計画土地区画整理決定及び同事業変更について
- 議第 148 号 宇和島特別都市計画街路変更について
- 議第 149 号 宇和島特別都市計画公園変更、追加及び廃止決定について
- 議第 150 号 宇和島特別都市計画土地区画整理決定及び同事業決定について
- 議第 151 号 新居浜都市計画街路変更について
- 議第 152 号 新居浜都市計画街路事業及びその執行年度割決定について
- 議第 153 号 郡中都市計画街路決定について
- 議第 154 号 郡中都市計画用途地域指定について
- 議第 155 号 松山特別都市計画街路事業及びその執行年度割決定について
- 議第 156 号 今治特別都市計画街路事業及びその執行年度割決定について
- 議第 157 号 宇和島特別都市計画街路事業及びその執行年度決定について
- 議第 158 号 新居浜都市計画街路事業及びその執行年度割決定について
- 議第 159 号 新居浜都市計画街路事業及びその執行年度割決定について
- 議第 160 号 愛媛都市計画審議会常務委員会規程の制定について

議第 143 号 松山特別都市計画街路廃止変更及び追加について

第一、松山特別都市計画街路第三中 1 等大路第 2 類第 2 号線を廃止し、次のように 1 等大路第 1 類第 1 号線、1 等大路第 1 類第 2 号線、2 等大路第 3 類第 4 号線、2 等大路第 3 類第 6 号線、2 等大路第 3 類第 14 号線、2 等大路第 3 類第 16 号線、2 等大路第 3 類第 18 号線、1 等小路第 3 号線を変更し 1 等大路第 3 類第 1 号線を追加する。

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）、延長（米）、摘要】

1,1,1、花園町線、南堀端町、湊町 5 丁目、（出湊町 1 丁目、新玉町 1 丁目）、40、480、広場面積縮小
但し、終点附近に地積約 11,900 平方メートルの広場を設ける。

1,1,2、大手町通線、大手町 2 丁目、西堀端町、（大手町）、36、530、広場縮小
但し、起点附近に地積約 11,000 平方メートルの広場を設ける。

1,3,2、御宝町堤防線、鮎屋町、永木町、（唐人町、北八坂町、南八坂町）、25、670、追加

2,3,4、千秋寺線、通町、北味酒町、（鉄砲町）、12、600、延長縮小

2,3,6、傘屋町山越線、傘屋町、山越町、（新町、常盤町、御幸町）、12、950、延長縮小

2,3,14、末広町線、湊町 5 丁目、室町、（末広町）、12、950、一部幅員拡大

但し、起点から 1 等大路第 1 類第 1 号線終点広場に至る区間の幅員は 20 メートルとし、同広場から 2 等大路第 3 類第 18 号線との交差点に至る区間の幅員は 25 メートルとし、2 等大路第 3 類第 19 号線との交差点から終点に至る区間の幅員は 8 メートルとする。

2,3,16、一番町立花線、一番町、南立花町 3 丁目、（大街道 2,3 丁目）、12、1,900、一部幅員縮小
但し、起点から 2 等大路第 3 類第 19 号線との交差点に至る区間の幅員は 15 メートルとする。

2,3,18、中之川南線、湊町 1 丁目、竹原町、（久保町、北藤原町、北立花町）、12、2,070、幅員一部縮小
但し 2 等大路第 3 類第 14 号線との交差点から終点に至る区間の幅員は 10 メートルとする。

1,小,3、中一万山田線、中一万町、山田、（樋又）、8、2,032、幅員一部縮小

但し、起点から 2 等大路第 3 類第 3 号線との交差点に至る区間の幅員は 12 メートルとする。

「別紙図面表示の通り」

理由書

当市の街路計画は戦後直ちに決定したものであるが、土地区画整理事業の進展に伴い、当市の発展状況にも変更がみられるので、現在の状況及び将来の発展状況を勘案して本案のように変更しようとするものである。

議第 144 号 松山特別都市計画土地区画整理決定及び同事業の変更について

1 特別都市計画土地区画整理中第一区域及び地積を次のように改める。

第一 区域及び地積

一番町、二番町、三番町、出湊町1丁目、同2丁目、南堀端町、榎町、末広町1丁目、同2丁目、新玉町1丁目、同2丁目、湊町1丁目、同2丁目、同3丁目、同4丁目、同5丁目、同6丁目、弁天町、西町、花園町1丁目、同2丁目、豊坂町1丁目、同2丁目、大街道1丁目、同2丁目、鮎屋町、玉川町1丁目、同2丁目、北京町1丁目、同2丁目、同3丁目、南京町1丁目、同2丁目、千船町、南戎子町、北戎子町、南八坂町、北八坂町、河原町、北柳井町、唐人町2丁目、同3丁目、本町1丁目、同2丁目、同3丁目、同4丁目、同5丁目、魚町1丁目、同2丁目、同3丁目、同4丁目、同5丁目、松前町1丁目、同2丁目、同3丁目、同4丁目、同5丁目、紙屋町、平和通、北宮古町、南宮古町、南味酒町、大手町1丁目、同2丁目、西堀端町、江戸町、萱町1丁目、同2丁目、同3丁目、同4丁目、同5丁目、同7丁目、栄町、若宮町、西一万町、南徒歩町、中徒歩町、北徒歩町、東雲町、喜興町、杉谷町、弓之町、矢引町、琢町、三春町、通町、水口町、木屋町1丁目、同2丁目、同3丁目、同4丁目、同5丁目、佃町、鉄砲町、清水町1丁目、同2丁目、傘屋町、鍛冶屋町、府中町1丁目、同2丁目、同3丁目、同4丁目、高砂町、常盤町、新町1丁目、同2丁目、相生町、永代町、久保町、北立花町、北藤原町の各全部

大街道3丁目、御宝町、南柳井町、唐人町1丁目、本町6丁目、同7丁目、同8丁目、同9丁目、三津口町、幸町、八代町、宮田町、萱町6丁目、同8丁目、築山町、東一万町、永木町、勝山町、木屋町6丁目、同7丁目、北味酒町、堀之内町、山越町、泉町、春日町、真砂町、室町、竹原町、土橋町、藤原町、旭町、道後湯之町の各1部

地積 約 1,047,000 坪

「別紙図面表示の通り」

2 特別都市計画土地区画整理事業を前項のように変更する。

理由書

本区画整理は昭和 21 年戦災復興院告示第 51 号により決定されたものであるがその後の情勢の推移と戦災復興再検討 5 カ年計画に基づき農地及び焼け残り地区を除外して事業の迅速な終了を計らんとするものである。

議第 145 号 今治特別都市計画街路廃止変更及び追加について

第一、特別都市計画街路第三中 2 等大路第 2 類第 4 号線を廃止し、次のように 1 等大路第 1 類第 1 号線、2 等大路第 1 類第 2 号線、2 等大路第 1 類第 3 号線、2 等大路第 3 類第 6 号線、2 等大路第 3 類第 7 号線、2 等大路第 3 類第 12 号線、2 等大路第 3 類第 15 号線を変更し 2 等大路第 3 類第 20 号線を追加する。

【街路番号(等級、類別、番号)、街路名称、起点、終点、(主なる経過地)、幅員(米)、延長(米)、摘要】

1,1,1、広小路線、大字日吉、片原町、(本町)、36、1,140、広場追加、変更

但し、起点附近に地積約 5,200 平方メートルの駅前広場を設け、2 等大路第 1 類第 4 号線との交会点附近において地積約 8,400 平方メートルの市役所前広場を設け、終点附近において地積約 8,880 平方メートルの港務所前広場を設ける。

2,1,2、内港大通線、中浜町、大字蔵敷、(大字今治村)、18、950、路線位置一部変更

2,1,3、内港浜ノ窪線、大字蔵敷、大字鳥生、18、2,060、起点延長

2,3,6、泉川通線、大字蔵敷、大字日吉、12、2,400、起点延長

但し2等大路第2類第5号線との交会点より終点に至る区間の幅員はこれを8メートルとする。

2,3,7、黄金通蒼社川通線、大字今治村、大字蔵敷、12、980、幅員の一部縮小

但し、起点を隔たる650メートルの地点より終点に至る区間の幅員は8メートルとする。

2,3,12、内港天保山線、大字蔵敷、大字蔵敷、12、990、起点延長

2,3,15、大坪通土居宮線、大字蔵敷、大字蔵敷、12、290、起点延長

2,3,20、大坪通辻堂線、大字蔵敷、大字辻堂、(大字鳥生)、12、2,790、追加

「別紙図面表示の通り」

理由書

当市の街路計画は戦後直ちに決定したものであるが、土地区画整理事業の進展に伴い、当市の発展状況にも変更がみられるので、現在の状況及び将来の発展状況を勘案して本案のように変更しようとするものである。

議第146号 今治特別都市計画公園変更及び追加決定について

第一、特別都市計画公園中次のように、吹揚公園外6公園を変更し波止浜公園外2公園を追加する。

【番号、名称、位置、地積（ヘクタール）】

1、吹揚公園、今治市大字蔵敷1490、同1499番地、6.914、普通公園、地積縮小

3、御厩公園、今治市大字蔵敷1002ノ1、1107番地、0.661、児童公園、地積縮小

4、蔵敷公園、今治市大字蔵敷435ノ1、438ノ1、496ノ4、497ノ3、0.128、児童公園、位置変更及び地積縮小

5、日吉公園、今治市大字蔵敷727、729番地及び大字日吉18番地、0.453、児童公園、地積縮小

7、総合運動場、今治市大字別宮432、630番地、12.046、地積縮小

10、辰ノ口公園、今治市大字今治村甲19、40番地、0.492、児童公園、地積拡大

11、弥生公園、今治市大字蔵敷1701ノ2、0.302、児童公園、地積縮小

14、波止浜公園、越智郡波止浜町大字波止浜字地堀282ノ1、0.2534、児童公園、追加

15、蓮池公園、今治市大字蔵敷1381ノ1、1381ノ3番地、0.155、児童公園、追加

16、別宮公園、今治市大字別宮233ノ1、241ノ1、0.292、児童公園、追加

「別紙図面表示の通り」

理由書

本市の都市計画公園は、戦災復興土地区画整理事業の進捗に伴い、既定計画面積を若干縮小せざるを得なくなったので7公園を変更するとともに、区画整理区域外の適当な位置に3公園を新たに設置し、以て全体の配置計画を適正なものにしようとするものである。

議第147号 今治特別都市計画土地区画整理決定及び同事業変更について

1 特別都市計画土地区画整理中第一区域及び地積を次のように改める。

第一 区域及び地積

一 区域：米屋町、室屋町、新町の全部、

本町、片原町、中浜町、風早町、大字蔵敷、大字日吉、大字今治村、大字別宮の一部

二 地積：約726,000坪

2 特別都市計画土地区画整理事業を前項のように改める。

理由書

本区画整理は昭和 21 年戦災復興院告示第 52 号により決定されたものであるがその施行地区中には早急に市街地化する見込みのない農地を包含しているので、これらの地区を除外し、以て本事業の迅速な終了を計らんとするものである。

議第 148 号 宇和島特別都市計画街路変更について

特別都市計画街路を次のように改める。

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）、延長（米）、摘要】

1,3,1、丸の内丸穂線、丸の内、丸穂、（本町）、25、504

但し袖町 160 番地地先より終点に至る区間の幅員は之を 8 メートルとする。

2,1,1、栄町北宇和島停車場線、栄町、伊吹町、（船大工町、和霊町）、20、2,070、

但し 2 等大路第 3 類第 16 号線との交会点より終点に至る区間の幅員は之を 15 メートルとし、終点附近に地積約 750 平方メートルの広場を設ける。

2,1,2、栄町丸の内線、栄町、丸の内、（横新町、丸の内）、20、1,122、

2,1,3、栄町来村線、栄町、来村大字河内、（丸の内、元結掛）、20、2,389。

但し 2 等大路第 3 類第 3 号線との交会点より終点に至る区間の幅員は之を 15 メートルとする。

2,2,1、宇和島停車場宇和島港線、鶴島町 朝日町、（恵美須町、栄町）、15、1,403

但し起点より 2 等大路第 1 類第 1 号線との交会点に至る区間の幅員は之を 36 メートルとし、起点附近に地積約 5,939 平方メートルの広場を設ける。

2,3,1、鶴島町和霊町線、鶴島町、和霊町、（和霊町）、12、651

2,3,2、鶴島町北新町線、鶴島町、北新町、（鶴島町、北新町）、12、372

但し起点より 2 等大路第 3 類第 1 号線との交会点に至る区間の幅員は之を 15 メートルとし、2 等大路第 1 類第 1 号線との交会点より終点に至る区間の幅員は之を 8 メートルとする。

2,3,3、鶴島町明倫町線、鶴島町、明倫町、（袖町、御徒町、明倫町）12、2,772

但し起点より 1 等大路第 3 類第 1 号線との交差点に至る区間の幅員は之を 15 メートルとする。

2,3,4、恵美須町大超寺奥線、恵美須町、大超寺奥、（袋町、大榎通）、12、1,541

2,3,5、丸の内袖町線、丸の内、袖町、（追手通、本町）、12、214

2,3,6、追手通御殿町線、追手通、御殿町、（堀端通、御殿町）、12、627

2,3,7、丸の内明倫町線、丸の内、明倫町、（枅形町、明倫町）、12、558

2,3,8、広小路九島橋線、広小路、保手、（御殿町、明倫町）、12、1,146

但し起点より 2 等大路第 1 類第 3 号線との交会点に至る区間の幅員は之を 8 メートルとする。

2,3,9、佐伯町富沢町線、佐伯町、富沢町、（富沢町）、12、262

2,3,10、山際明倫町線、山際、明倫町、（新田町、明倫町）、12、1,300

2,3,11、明倫町新田町線、明倫町、新田町、（明倫町）、12、710

2,3,12、龍光院前明倫町線、龍光院前、明倫町、（横新町、枅形町）、12、1,359

但し起点より 2 等大路第 3 類第 3 号線との交会点に至る区間の幅員は之を 8 メートルとする。

2,3,13、朝日町築地線、朝日町、築地、（朝日町）、12、1,058

2,3,14、船大工町樺崎線、船大工町、住吉町、（船大工町、朝日町）、12、1,134

2,3,15、朝日町大浦線、朝日町、大浦、（須賀通、住吉町）、12、1,863

2,3,16、和霊町伊吹町線、和霊町、伊吹町、（伊吹町）、12、753

1,小,1、宇和島停車場追手通線、鶴島町、追手通、(龍光院前、丸穂)、8、1,000

1,小,2、丸の内丸穂線、丸の内、丸穂、(本町、裡町)、8、606

1,小,3、丸の内新川線、丸の内、丸穂、(袋町、本町、裡町、北町)、8、588

1,小,4、鋸町富沢町線、鋸町、富沢町、(大石町、鎌原通)、8、638

1,小,5、丸の内笹町線、丸の内、笹町、(堀端通、賀古町)、8、549

1,小,6、丸の内妙典寺線、丸の内、妙典寺前、(広小路、神田川原)、8、810

但し起点より2等大路第3類第3号線との交差点に至る区間の幅員は之を12メートルとする。

1,小,7、丸の内御徒町線、丸の内、御徒町、(桜町、富沢町)、8、360

1,小,8、元結掛保手線、元結掛、保手、(新田町、来村大字宮ノ下)、8、880

1,小,9、新内港須賀川線、朝日町、住吉町、(朝日町)、8、389

1,小,10、鶴島町湊町線、鶴島町、湊町、(船大工町、朝日町)、8、549

但し2等大路第2類第1号線との交差点より終点に至る区間の幅員は之を15メートルとする。

1,小,11、和霊町西通線、和霊町東通、和霊町西通、(和霊町東通、和霊町西通)、8、372

1,小,12、須賀川南堤防線、和霊町3丁目、住吉町、(須賀通、住吉町)、8、1,273

「別紙図面表示の通り」

理由書

当市の街路計画は戦後直ちに決定したものであるが、土地区画整理事業の進展に伴い、当市の発展状況にも変更がみられるので、将来の発展状況を勘案して本案のように変更しようとするものである。

議第149号 宇和島特別都市計画公園変更、追加及び廃止決定について

第一 特別都市計画公園中次のように、天赦公園及び朝日公園を変更し御浜公園外2公園を追加する。

【番号、名称、位置、地積（ヘクタール）、摘要】

1、天赦公園、宇和島市御殿町地内、約2.62、地積縮小

3、朝日公園、宇和島市朝日町地内、約0.13、地積縮小

7、御浜公園、宇和島市丸ノ内地内、約0.29、追加

8、灘公園、宇和島市朝日町地内、約0.14 追加

9、愛宕公園、宇和島市野川、大超寺奥地内、約1.24 追加

「別紙図面表示の通り」

第二 特別都市計画公園中番号5内港公園はこれを廃止する。

理由書

本市の都市計画公園は、その位置が児童公園として適当ではないのでこれを廃止し、又天赦及び朝日公園は戦災復興土地区画整理事業の進捗に伴い、その地積を縮小せざるを得ないので、適当な位置に新たに3公園を設置することとし、以て全体の配置計画を適正なものにしようとするものである。

議第150号 宇和島特別都市計画土地区画整理決定及び同事業決定について

1 特別都市計画土地区画整理中第一を次のとおり改める。

第一 区域及び地積

一 区域

船大工町、恵美須町、栄町、湊町、向新町、竜光院前、横新町、堅新町、袋町の全部

朝日町、須賀通、北新町、和霊町、鶴島町、丸穂、北町、裡町、本町、追手通、堀端通、広小

路、御殿町、枳形町、丸の内、住吉町の一部

「別紙図面表示の通り」

二 地積 約 37 万 5 千坪

2 特別都市計画土地区画整理事業を前項のとおり改める。

理由書

本区画整理の施行地区は昭和 22 年戦災復興院告示第 96 号を以て決定されたのであるが、その後の情勢の推移に伴い、戦災復興事業再検討 5 カ年計画に基づき、その区域の一部を縮小し、以て本事業の迅速な終了を計らんとするものである。

議第 151 号 新居浜都市計画街路変更について

都市計画街路を次のように改める。

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）、延長（米）、摘要】

1,2,1、新居浜駅東須賀線、泉川町字十郎 3498 ノ 1、字龍宮本甲 28、（金子）、32、3,281

但し起点から 2 等大路第 3 類第 5 号線との交差点に至る区間の幅員は 27 メートルとし、2 等大路第 3 類第 10 号線との交差点から終点に至る区間の幅員は 18 メートルとし、2 等大路第 3 類第 10 号線との交差点から終点に至る区間の幅員は 18 メートルとし、起点附近に地積約 8,100 平方メートルの駅前広場を設ける。

2,1,1、前田多喜浜線、字岩鍋乙 1334、字郷甲 1478、（金子）、20、8,731

但し、橋梁（平形橋）の幅員は 13 メートルとする。

2,2,1、原地庄内線、金子字東惣開甲 12 ノ 3、庄内字東高木 237 ノ 10、（金子）、15、2,824

但し起点から 2 等大路第 1 類第 1 号線との交差点まで及び 2 等大路第 3 類第 4 号線との交差点から終点に至る区間の幅員は 18 メートルとし、2 等大路第 1 類第 1 号線との交差点附近に地積約 2,400 平方メートルの広場を設ける。

2,2,2、大江橋久保田線、字浜屋敷甲 319、金子字久保田甲 278、（金子）、15、2,104

2,2,3、新居浜駅菊本線、泉川町字十郎 3497 ノ 2、新須賀字菊本甲 738 ノ 2、（庄内）、15、3,263

2,2,4、西原東須賀線、金子字中新田 1177、字龍宮本甲 27、（字中須賀）、15、2,318

但し字中須賀甲 1285 番地から終点に至る区間の幅員は 18 メートルとする。

2,3,1、駅前滝ノ宮線、泉川町字十郎 3489 ノ 5、金子字滝ノ宮乙 51、（金子字政枝）、11、1,311

2,3,2、駅前神郷線、泉川町字十郎 3496 ノ 1、字郷甲 1048、（庄内）、11、2,794

但し、橋梁の幅員は 9 メートルとする。

2,3,3、駅裏角野線、泉川町字下土居 3457、角野町字角野 1405、（泉川町字松木）、11、3,265

但し、起点附近に地積約 3,200 平方メートルの駅前広場を設ける。

2,3,4、中須賀上原線、字中須賀甲 1284、中萩町字上原 3819、（金子）、11、5,675

但し起点から 2 等大路第 2 類第 1 号線との交差点に至る区間の幅員は 18 メートルとし、2 等大路第 3 類第 15 号線との交差点から 340 メートルの地点までの幅員は 8 メートルとし、340 メートルの地点から 155 メートルの地点までの幅員は 6 メートルとし、155 メートルの地点から終点に至る区間の幅員は 8 メートルとする。

2,3,5、高木山根線、庄内字高木 7 ノ 4、角野町字角野 1461、（泉川町）、11、3,913

但し起点から 2 等大路第 3 類第 15 号線との交差点に至る区間の幅員は 15 メートルとする。

2,3,6、庄内国領線、庄内字平形甲 129 ノ 1、泉川町字嘉例松 1935 ノ 3、（泉川町字東組）11、2,358

- 2,3,7、沢津東雲線、沢津字藪開 289、新須賀字一の関 298、11、1,224
- 2,3,8、沢津上郷線、沢津字一ノ州 1374、字郷 230、(沢津)、11、2,474
- 2,3,9、磯浦中新田線、金子字西新田 1848 ノ 3、金子字西口 1140、(金子)、12、1,812
- 2,3,10、元塚多喜浜線、字東口新田 649 ノ 2、字郷 1512 ノ 3、(字垣生)、11、4,980
但し、橋梁の幅員は 9 メートルとする。
- 2,3,11、新居浜港田之上線、善兵衛新田甲 1543、字松神子 1021、(沢津)、11、5,440
但し起点から 2 等大路第 2 類第 3 号線との交差点に至る区間の幅員は 15 メートルとし、橋梁の幅員は 9 メートルとする。起点附近及び 2 等大路第 2 類第 4 号線との交差点の附近にそれぞれ地積約 700 平方メートル及び約 1,600 平方メートルの広場を設ける。
- 2,3,12、星越庄内線、金子字西組 490 ノ 1、庄内字東枝元 980 ノ 1、(金子)、11、2,506
- 2,3,13、久保田庄内線、金子字久保田 278、庄内字東枝元 514 ノ 2、(庄内)、11、1,384
- 2,3,14、下泉本郷線、泉川町字東組 2700、中萩町字本郷 879、(泉川町字松木、新田)、11、2,392
- 2,3,15、国領岸ノ下線、泉川町字嘉例松 1872、中萩町字岸ノ下 1297、(泉川町字林ノ西)、11、5,324
「別紙図面表示の通り」

理由書

新居浜都市計画街路は、昭和 14 年に決定されていたが、戦後の変化と新居浜市の発展傾向を勘案し、本案のようにその全部を改めることにしたい。

議第 152 号 新居浜都市計画街路事業及びその執行年度割決定について

第一、都市計画街路中 2 等大路第 1 類第 1 号線を次のように都市計画事業とする。

【街路番号(等級、類別、番号)、街路名称、起点、終点、(主なる経過地)、幅員(米)、延長(米)、摘要】

2,1,1、前田多喜浜線、金子字江口庄内字平形、金子字吉田組新須賀字一の関、20、9、550、平形橋

第二、前項の都市計画事業の執行年度割を次のように定める。

昭和 29 年度	1 割 7 分
昭和 30 年度	3 割
昭和 31 年度	5 割 3 分

理由書

本街路は新居浜市の重要な路線であるが、金子字江口から同吉田組に至る区間及び平形橋を整備すればほぼその効果を果たす上に支障がなくなるので、本案のように必要な区間を事業決定して速急に整備しようとするものである。

議第 153 号 郡中都市計画街路決定について

郡中都市計画街路

第一 街路の等級及び幅員は次の標準による。

- 1 広路 幅員 44 米以上
- 2 1 等大路は次の 3 類とする。
 - 第 1 類 幅員 36 米以上
 - 第 2 類 幅員 29 米以上
 - 第 3 類 幅員 22 米以上
- 3 2 等大路は左の 3 類とする。

第1類	幅員 18 米以上
第2類	幅員 15 米以上
第3類	幅員 11 米以上
4 1等小路	幅員 8 米以上
5 2等小路	幅員 4 米以上

第二 前項に定めるものを除くの外街路の築造に関しては大正8年12月内務省令第25号街路構造令の定める所による

第三 都市計画街路は次の通りである。

【街路番号(等級、類別、番号)、街路名称、起点、終点、(主なる経過地)、幅員(米)、延長(米)、摘要】

2,2,1、国鉄駅前港線、大字米湊字安広、灘町字西、(灘町字東)、15、370

但し、起点附近に地積約2,600平方メートルの広場を設け、2等大路第3類第1号線との交差点から終点に至る区間の幅員はこれを12メートルとする。

2,3,1、内港新川線、灘町字西、大字下吾川北西原、(湊町)、11、2,220

2,3,2、国鉄駅前馬塚線、大字米湊字安広、大字下吾川馬塚、(大字下吾川字浜田)、11、2,100

2,3,3、松本白水線、大字上吾川字松本、大字上吾川字白水、(大字下吾川一丁池)、11、1,220

2,3,4、築港市場線、灘町字西、北山崎村大字市場、(大字上吾川字松本)、11、2475

2,3,5、国鉄駅前三境線、大字米湊字安広、大字米湊字角蔵、(大字米湊字仲之町)、11、630

2,3,6、内港稻荷線、灘町字西、北山崎村大字稻荷、(大字米湊字仲之町)、11、1,050

2,3,7、南西原馬塚線、大字下吾川字南西原、大字下吾川字馬塚、11、590

1,小,1、西町谷上線、灘町字西、大字上吾川字布部、(大字上吾川字宮の前)、8、2,060

但し起点より2等大路第3類第2号線との交差点に至る区間の幅員はこれを11メートルとする。

1,小,2、新川馬塚線、大字下吾川字北西原、大字下吾川字馬塚、8、620

「別紙図面表示の通り」

理由書

本町は道後平野の西南に位置し、古来より伊予郡の中心地として発達したものであるが、益々将来の発展が見込まれるので、健全な都市育成を計るため之が根幹となる街路網を決定し近く完成する港湾とともに産業の振興に寄与しようとするものである。

議第154号 郡中都市計画用途地域指定について

理由書

本町の建築物は著しく過密を呈しているところが多く、且つ各種の用途の異なるものが混在しているため、健全な都市としての機能を阻害している状況にある。右の現状を是正し、将来の発展に備えるため、本案のように用途地域の指定を行おうとするものである。

議第155号 松山特別都市計画街路事業及びその執行年度割決定について

第一、都市計画街路中2等大路第2類第2号線外2路線を次のように特別都市計画事業とする。

【街路番号(等級、類別、番号)、街路名称、起点、終点、(主なる経過地)、幅員(米)、延長(米)、摘要】

2,2,2、三番町線、築山町32番地、南江戸町618番地、(三番町、出湊町)、6、2,470、幅員の一部、舗装

2,2,3、千船町高岡線、湊町1丁目8番地、八代町92番地、(千船町、弁天町)、7.8、1,870、幅員、延長の一部、舗装

2,1,4、中ノ川北通り線、築山町3番地、末広町2丁目10番地、(湊町、河原町)、20、1,520

「別紙図面表示の通り」

第二 前項の都市計画事業の執行年度割を次のように定める。

昭和29年度 約1割3分

昭和30年度 約4割3分

昭和31年度 約4割4分

理由書

三番町線外2路線は松山市の南部における三大幹線街路であるが、近時、交通量の増大に伴い、現在の砂利道にては使用に耐えないので、本案のように舗装事業を執行し、交通の利便と衛生に寄与せんとするものである。

議第156号 今治特別都市計画街路事業及びその執行年度割決定について

第一、特別都市計画街路中2等大路第1類第5号線を次のように特別都市計画事業とする。

【街路番号(等級、類別、番号)、街路名称、起点、終点、(主なる経過地)、幅員(米)、延長(米)、摘要】

2,1,5、今治駅天保山線、大字今治村372ノ6、大字蔵敷字大坪1ノ745、(常盤町、旭町)、7.8、1,880、延長、幅員の一部、舗装

「別紙図面表示の通り」

第二 前項の都市計画事業の執行年度割を次のように定める。

昭和29年度 約3割

昭和30年度 約4割

昭和31年度 約3割

理由書

本路線は今治駅から県道河野今治線及び国道松山小松線を経て天保山港湾地帯に通ずる重要連絡幹線で、自動車及び諸車の交通頻繁であるが、現状は砂利道であるため、路面の損傷著しく、円滑な交通を阻害し且塵芥は飛散し、雨天時には泥水四散する等衛生上からも放置しがたいので、これに対応する為本案のように舗装事業を執行せんとするものである。

議第157号 宇和島特別都市計画街路事業及びその執行年度決定について

第一、特別都市計画街路中2等大路第2類第1号線を次のように特別都市計画事業とする。

【街路番号(等級、類別、番号)、街路名称、起点、終点、(主なる経過地)、幅員(米)、延長(米)、摘要】

2,2,1、宇和島停車場宇和島港線、恵美須町63番地、栄町270ノ8番地、(恵美須町、栄町)、9、263、幅員、延長の一部舗装、駅前広場、337平方メートル

「別紙図面表示の通り」

第二 前項の都市計画事業は昭和29年度に於いてこれを執行するものとする。

理由書

本事業は昭和28年度から2カ年継続事業として建設省告示第795号を以て昭和29年3月31日決定されておりますが、今回の都市計画街路の計画変更に伴い、既定の街路が廃止されるので、改めて本案のように事業決定をなし、舗装事業を執行しようとするものである。

議第158号 新居浜都市計画街路事業及びその執行年度割決定について

第一、都市計画街路中2等大路第3類第3号線及び第4号線を次のように都市計画事業とする。

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）、延長（米）、摘要】

2,3,3、 駅裏角野線、泉川町字池の元、泉川町字長田、11、871.5、延長の一部

2,3,4、 中須賀上原線、中萩町字岡の久保、中萩町字上原、8、770、延長の一部

「別紙図面表示の通り」

第二 前項の都市計画事業の執行年度割を次のように定める。

駅裏角野線

昭和 29 年度 約 4.2 割

昭和 30 年度 約 5.8 割

中須賀上原線

昭和 29 年度 約 3.9 割

昭和 30 年度 約 6.1 割

理由書

本路線はいずれも新居浜市と新居浜市の衛星都市である角野、泉川町及び中萩町を連絡する重要幹線であり、東新地方の発展とともに交通量は逐年増大しつつあるので、これを本案のように整備して新居浜市、泉川町、角野町及び中萩町の進展に寄与せんとするものである。なお、駅裏角野線は泉川町長、中須賀上原線は中萩町長がそれぞれ事業を執行するものである。

議第 159 号 新居浜都市計画街路事業及びその執行年度割決定について

新居浜都市計画街路事業及びその執行年度割決定

第一、都市計画街路中 2 等大路第 2 類第 1 号線外 1 路線を次のように都市計画事業とする。

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）、延長（米）、摘要】

2,2,1、 前田多喜浜線、新居浜市満願寺、新居浜市古田組、11、約 220、幅員延長の一部、舗装

2,3,4、 中須賀上原線、新居浜市中須賀、新居浜市浦部、9、約 151、幅員延長の一部、舗装

「別紙図面表示の通り」

第二 前項の都市計画事業の執行年度割を次のように定める。

前田多喜浜線

昭和 29 年度 約 3 割

昭和 30 年度 約 7 割

中須賀上原線

昭和 29 年度 10 割

理由書

今回の事業個所は共に新居浜市の工業地帯と新居浜駅及び上部隣接町村を結ぶ重要連絡路線であるので、本案のように舗装をなし、重要物資の輸送を円滑ならしめようとするものである。

議第 160 号 愛媛都市計画審議会常務委員会規程の制定について（略）

会議録（幹事説明および質疑のみ）

議第 148 号 宇和島特別都市計画街路変更について

委員：2 等大路第 3 類第 14 号のところの交差点より終点附近に地積約 750 平方メートルの広場を設けるとあるのを、500 平方メートルに縮小方をお願いします。理由は大体査定が多すぎると思います。北宇和島の駅前に設けられる駅前広場の面積ですが、これが 750 平方メートルになっておるんですが、これが乗降人数というものから査定いたしますと非常に小さくなりますが、乗降人員が非常に少ないですから小さくなるのです。これを 500 平方メートル程度に縮小してもらいたいと思います。

幹事：一寸お答え申し上げます。現在の北宇和島駅の乗降はご案内のように、非常に人家も疎らでございますが、宇和島といたしましては発達する区域といたしましてはあの辺よりほかにならないと思うんです。今度現在計画しておるように、現在の松山・宇和島線を元の愛媛鉄道の跡の方へ、即ち丁度北宇和島の停車場前の山際の方へ計画しておるわけでございます。従いまして、あの辺には路線も 2 通りございます。将来発展する可能性が非常に濃厚であると思います。従いまして発展した後に広場を拡張するというようなことは到底望みえないことでありまして、現在波止浜とか大洲附近の広場もやっておるわけでございますが、いろいろ機構が大きくて仕事の上に非常に困難を感じておるわけでございまして、まあわれわれ計算した範囲内におきましての広場といたしましては、今委員さんが言われましたように広すぎるかも解りませんが、将来これを拡張するという事は非常に至難だろうと思いますので、現在あるものをわざわざ狭める必要はないと考えるのでありますが、その点各委員さんの御意見を拝聴したいと思います。

議第 151 号 新居浜都市計画街路変更について

委員：1 等第 2 類第 1 号の地積約 8,100 平方メートルの駅前広場を設けるとあるのを、5,000 平方メートルにしてもらいたいと思います。新居浜が如何に羽点しても 8,100 平方メートルを獲得することは、殆ど現在の算定基準ではないと思います。その次に 2 等第 3 類第 3 号線の起点附近に地積約 3,200 平方メートルの駅前広場を設けるとあるのを、1,500 平方メートルに変更願いたいと思います。これは同じような理由でありまして、乗降人員は 3,200 平方メートルを必要とするほどの乗降人員は、鉄道の輸送力は到底ありえないだろうと思います。

委員：只今鉄道からああいう御意見が出ておりますが、それは新居浜駅前、昭和 14 年に面積 4,500 坪で一応計画されまして現在に至っております。当時の乗降人員からいたしましたら現在 3 倍以上になっておりまして、バスやいろいろタクシーなどもいろいろ奔走しておることから見て戴いたら解るように非常に手狭でございますから、一応計画としては、原案通り御賛成していただいて決定していただくようお願いいたします。

議第 153 号 郡中都市計画街路決定について

委員：2 等第 2 類第 1 号線の起点附近において地積約 2,600 平方メートルの駅前広場を設けるとあるのを、1,200 平方メートルに変更して貰いたい。これも同じく総工費その他から算出したしまして、この程度が適当であろうと思います。それからその次に 2 等第 3 類第 6 号線と 1 等第 1 号線の国鉄と交差する部分を立体交差で計画して貰いたいと思います。

幹事：駅前広場のことについては勿論建設省と運輸省との方の関係になっておる関係で、いろいろ運輸省の方からも御意見もあるかと思いますが、地元の方からの意見もありますので、本議案のように採決戴きたいと思います。

第 28 回愛媛都市計画地方審議会（昭和 30 年 3 月 25 日開催）

出席者

会長	知事
委員	建設技官
同	運輸技官
同	県会議員 4 名
同	松山商大学長
同	松山市技監
同	松山市長
同	松山市会議員 6 名
同	今治市長
同	今治市会議員 4 名
同	八幡浜市長
同	八幡浜市会議員 5 名
同	西條市長
同	西條市会議員 5 名
同	川之江市長
同	川之江市会議員 5 名
同	伊予三島市長
同	伊予三島市会議員 6 名
同	三瓶町長
同	三瓶長会議員 4 名
同	総務部長
同	商工労働済部長
同	衛生部長
同	民生部長
同	農林水産部長
同	土木部長
臨時委員	四国鉄道管理局長
番外 幹事	都市計画課長
番外 同	今治市技監
番外 同	松山市都市計画課長
番外 同	財政課長
番外 同	建築課長

議事項目

報第 35 号 委員幹事異動報告

議第 161 号 三島都市計画名称変更について

議第 162 号 松山特別都市計画公園変更及び追加決定について

議第 163 号 松山特別都市計画用途地域指定の変更について

- 議第 164 号 伊予三島都市計画街路変更並びに同事業及びその執行年度割決定について
- 議第 165 号 伊予三島都市計画墓地決定について
- 議第 166 号 伊予三島都市計画公園決定について
- 議第 167 号 三瓶都市計画公園追加並びに同事業及びその執行年度割決定について
- 議第 168 号 川之江都市計画区域変更について
- 議第 169 号 西條都市計画街路事業執行年度割変更について
- 議第 170 号 今治特別都市計画街路事業執行年度割変更について
- 議第 171 号 八幡浜都市計画街路事業執行年度割変更について
- 議第 172 号 三瓶都市計画排水施設変更並びに同事業変更について

議第 161 号 三島都市計画名称変更について

三島都市計画を伊予三島都市計画に改める。

理由書

三島町は昭和 29 年 11 月 1 日付けをもって附近町村を合併して伊予三島市として発足したので都市計画の名称も本案のように改めようとするものである。

議第 162 号 松山特別都市計画公園変更及び追加決定について

特別都市計画公園中次のように第 2 号公園外 2 公園を変更し第 16 号公園を追加する。

【番号、名称、位置、地積（ヘクタール）、摘要】

- 2、東雲公園、松山市東雲町若宮町地内、約 0.56、地積増加
- 3、八坂公園、松山市南八坂町北八坂町地内、約 0.017、地積縮小
- 8、南味酒公園、松山市南味酒町地内、約 0.20、地積縮小
- 16、幸町公園、松山市幸町地内、約 0.12、追加

「別紙図面表示の通り」

理由書

本市の都市計画公園中東雲、八坂、南味酒の 3 公園につき復興土地区画整理事業の進捗に伴い変更を加えるとともに幸町公園を追加して、以て市民の保健慰楽に資せんとするものである。

議第 163 号 松山特別都市計画用途地域指定の変更について

理由書

松山特別都市計画用途地域は昭和 22 年に決定され、その後昭和 26 年に一部を変更して現在に至っているのであるが、その後における都市の発展状況は復興土地区画整理の影響もあり想定されたものを上回る趨勢にあるので住居地域の一部を商業地域に変更しようとするものである。

なお、変更前後における各用途地域は次表の通りである。

地域	変更前 (ha)	百分比(%)	変更後 (ha)	百分比(%)	摘要
工業地域、	302.05、	20.78%、	302.05、	20.78%、	変更なし
準工業地域、	135.33、	9.31%、	135.33、	9.31%、	変更なし
商業地域、	156.70、	10.79%、	161.50、	11.12%、	
住居地域、	859.28、	59.12%、	854.48、	58.79%、	
計	1453.36、	100.00%、	1453.36、	100.00%	

議第 164 号 伊予三島都市計画街路変更並びに同事業及びその執行年度割決定について

第一、都市計画街路中 1 等小路第 1 号線を次のように 2 等大路第 3 類第 2 号線に改める。

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）、延長（米）、摘要】

2,3,2、井関通り線、西町、三島町 2101 ノ 2、11、430

「別紙図面表示の通り」

第二 前項の計画を都市計画事業としその執行年度割を次のように定める。

昭和 29 年度 約 1 割 8 分

昭和 30 年度 約 4 割 7 分

昭和 31 年度 約 3 割 5 分

理由書

従前の 1 等小路第 1 号線は県道松山徳島線と市の東部を連絡する為に決定されたものであるが国道 11 号線の整備に伴い県道と国道 11 号線との連絡を計る必要性が生じたので、本案のように従前の計画を変更するとともに井関通り線を早急に整備する必要があるので事業決定を行うことにいたしたい。

議第 165 号 伊予三島都市計画墓地決定について

伊予三島都市計画墓地を次のように定める。

【番号、名称、位置、地積（ヘクタール）、摘要】

1、桃山墓地、伊予三島市中之庄町の一部、約 4.01、納骨堂、事務所、広場、児童遊戯施設

理由書

伊予三島市の市街地を健全に造成するため旧三島周辺地区に散在する墓地を一箇所にとりまとめる必要があるため本案のように墓地を決定することにいたしたい。

議第 166 号 伊予三島都市計画公園決定について

伊予三島都市計画公園を次のように定める。

【番号、名称、位置地積（ヘクタール）、摘要】

1、東町公園、伊予三島市三島町の一部、約 0.39、修影及び児童遊戯施設

2、宮北公園、伊予三島市中之庄の一部、約 0.69、修影及び児童遊戯施設

「別紙図面表示の通り」

理由書

旧伊予三島市には未だ児童公園施設がないため児童が交通事故の危険にさらされているので本案のように都市計画公園を決定することにいたしたい。

議第 167 号 三瓶都市計画公園追加並びに同事業及びその執行年度割決定について

第一 都市計画公園に次のように追加する。

【番号、名称、位置、地積（ヘクタール）、摘要】

2、三瓶中央児童公園、三瓶町大字朝立字日吉崎、約 0.126、児童遊戯施設

「別紙図面表示の通り」

第二、前項の計画を都市計画事業とし、昭和 29 年度において執行する。

理由書

三瓶町には児童公園がないため、現在児童は路上で遊戯をしている状況にあり、これに適当な施設を与

える必要があるものと認められるので、本案のように中央児童公園を追加決定するとともに昭和 29 年度にこの事業を執行することにいたしたい。

議第 168 号 川之江都市計画区域変更について

既定区域

川之江市川之江町

変更後区域

川之江市川之江町、金田町、妻鳥町、上分町、柴生町の各全部、金生町下分全部、金生町山田井一部、(字大下、字並木、字安坂、字通谷、字城谷、字早苗出、字元谷、字木曾後、字西谷、字石ノ口、字表、字古城、字脇ノ山) 下川町の一部(字棒賀)、川滝町下山一部(字椿堂、字石川)、川滝町領家一部(字中通、字原中、字合路、字古下田)

理由書

本市は昭和 23 年都市計画法適用以来総合的な施設計画を樹立し、街路、水道、公園等重要公共施設の整備を進めつつあるが、本地方は製糸、紡績業が興隆し市勢の進展も目覚ましいものがあるので、ここに本案のように本市中心部と地理的経済的に相関連を有する区域を都市計画区域の包含せしめ、将来の発展に対処する都市計画樹立の地域たらしめようとするものである。

議第 169 号 西條都市計画街路事業執行年度割変更について

第一、昭和 28 年 6 月 19 日建設省告示 1108 号都市計画街路事業の執行年度割を次のように変更する。

昭和 27 年度	約 5 分
昭和 28 年度	約 3 分
昭和 29 年度	約 9 分
昭和 30 年度	約 2 割 4 分
昭和 31 年度	約 2 割 7 分
昭和 32 年度	約 3 割 2 分

理由書

本市の港湾連絡街路は繁雑な市街地を通る狭隘な在来道路を利用している現状であるので、交通の安全及び物資輸送の円滑を企てるため、本路線、国道西條港線を昭和 27 年度より整備中であるが、国鉄予讃線と本路線の交差を平面交差より立体交差に変更したため、事業費が増大し且、経済界の変動、財政措置の問題等諸般の情勢により、既定年度内に完成することが出来なくなったので、本案のように執行年度を延長しようとするものである。尚本事業は昭和 29 年度からは愛媛県知事が事業を執行するものである。

議第 170 号 今治特別都市計画街路事業執行年度割変更について

第一、昭和 29 年 6 月 8 日建設省告示 1057 号都市計画街路事業の執行年度割を次のように改める。

昭和 28 年度	約 4 割 2 分
昭和 29 年度	約 3 割
昭和 30 年度	約 2 割 8 分

理由書

本路線は繁今治・波止浜間の交通難を緩和する為昭和 28 年度より 2 カ年継続事業として事業を実施中であるが、財政処置その他諸般の情勢により、既定年度内に完成することが出来なくなったので、本案のよ

うに執行年度を延長しようとするものである。

議第 171 号 八幡浜都市計画街路事業執行年度割変更について

第一、昭和 27 年 5 月 19 日建設省告示 591 号都市計画街路事業の執行年度割を次のように改める。

昭和 26 年度	約 8 分
昭和 27 年度	約 1 割
昭和 28 年度	約 1 割 8 分
昭和 29 年度	約 4 割 2 分
昭和 30 年度	約 2 割 2 分

理由書

本路線下松陰五反田線は昭和 26 年度より 4 カ年計画を以て事業実施中であるが、その間経済界の変動、財政処置の問題等諸般の情勢により、既定年度内の完成が不可能視されるに至ったので、ここに本案のように執行年度を延長しようとするものである。

議第 172 号 三瓶都市計画排水施設変更並びに同事業変更について

第一 昭和 28 年 6 月 19 日建設省告示 1090 号都市計画水利施設（排水施設）第一中第 2 号朝立イ号排水路を別紙図面のように改める。

第二 前項に基づき都市計画事業を別紙図面のように改める。

理由書

本町の排水施設は昭和 28 年度から事業実施中であるが、その中第 2 号朝立イ号排水路の起点附近の約 50 米の部分は、事業費の節約及び残地の合理的利用の見地から西側へ約 2 米寄せた方が適当と認められるので、本案のように変更しようとするものである。

会議録（幹事説明および質疑のみ）

議第 164 号 伊予三島都市計画街路変更並びに同事業及びその執行年度割決定について

委員：本路線は立体交差をするという考えをもっておりますので、実施に当たりましては別途ご協力を願いたいと思います。

幹事：只今鉄道局の方から御意見がございましたのですが、現在の計画といたしましては平面交差になっておるわけでございます。丁度市の将来センターになるようなところに、交通量も従って増大するのではなかろうかと思っておりますので、御意見のようになるべく立体交差して踏切の事故を防止したいと、かように考えておるしだいでありませう。いずれこのことについては、将来よく相談いたしまして、鉄道当局の方へもご連絡をいたすことにいたしたいと思っております。

第 29 回愛媛都市計画地方審議会（昭和 30 年 10 月 28 日開催）

出席者

会長	知事
委員	建設技官
同	運輸技官
同	県会議員 5 名
同	松山市技監
同	松山市長
同	松山市会議員 6 名
同	宇和島市長
同	宇和島市議会議員 5 名
同	新居浜市長
同	新居浜市会議員 6 名
同	角野町長
同	八幡浜市長
同	八幡浜市会議員 6 名
同	大洲市長
同	大洲市会議員 5 名
同	伊予市長
同	伊予市会議員 5 名
同	宇和町長
同	宇和町会議員 5 名
同	副知事
同	総務部長
同	商工労働済部長
同	衛生部長
同	民生部長
同	農林水産部長
同	土木部長
臨時委員	四国鉄道管理局長
番外 幹事	今治市監理課長
番外 同	松山市都市計画課長
番外 同	財政課長
番外 同	建築課長

議事項目

報第 36 号 委員幹事異動報告

議第 173 号 郡中都市計画名称変更について

議第 174 号 松山都市計画公園事業及びその執行年度決定について

- 議第 175 号 大洲都市計画街路変更並びに同事業及びその執行年度割決定について
- 議第 176 号 宇和都市計画街路決定について
- 議第 177 号 宇和都市計画水利施設並びに同事業及びその執行年度割変更について
- 議第 178 号 新居浜都市計画公園追加並びに同事業及びその執行年度決定について
- 議第 179 号 八幡浜都市計画街路事業及びその執行年度割決定について
- 議第 180 号 宇和島都市計画街路事業及びその執行年度割決定について
- 議第 181 号 宇和島都市計画水利施設並びに同事業及びその執行年度割変更について
- 議第 182 号 伊予都市計画街路事業及びその執行年度割決定について

議第 173 号 郡中都市計画名称変更について

郡中都市計画を伊予市都市計画に改める。

理由書

郡中町は、昭和 30 年 1 月 1 日付をもって附近町村を合併して伊予市として発足したので、都市計画の名称も本案のように改めようとするものである。

議第 174 号 松山都市計画公園事業及びその執行年度決定について

第一 特別都市計画公園中第 11 号公園を次のように都市計画事業とする。

【番号、名称、位置、地積（ヘクタール）、摘要】

11、道後公園、松山市道後字今市、約 0.24、計画の一部、児童遊戯施設、植栽及び壁泉
「別紙図面表示の通り」

第二 前項の事業は、昭和 30 年度において執行する。

理由書

道後公園は本市の最も重要な公園であるが、現状では施設の整備が不十分であるので、東広場の一部に児童遊戯場を設け、その利用価値の改善を図ろうとするものである。

議第 175 号 大洲都市計画街路変更並びに同事業及びその執行年度割決定について

第一、 都市計画街路第三中 2 等大路第 3 類第 1 号線、1 等小路第 1 号線及び 1 等小路第 2 号線の一部を別紙図面表示のように変更する。

第二、 都市計画街路第三中 2 等大路第 3 類第 1 号線、1 等小路第 1 号線を次のように都市計画事業とする。

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）、延長（米）、摘要】

2,3,1、大洲徳ノ森線、大字中村字殿町 552 ノ 3 番地、大字若宮字ソーサン 529 番地、11、851、延長の一部
1,小,1、大洲駅前徳ノ森線、大字中村字宮ノ俊 227 ノ 7 番地、大字若宮字ソーサン 529 番地、15、284、
延長の一部

「別紙図面表示の通り」

第二 前項の都市計画事業の執行年度割を次のように定める。

昭和 30 年度	約 1 割 1 分
昭和 31 年度	約 4 割 2 分
昭和 32 年度	約 4 割 7 分

理由書

大洲市における駅と中心地を連絡する既存の道路は、いずれもその幅員が狭隘なため交通上の障害が著

しいので、これらの道路に代わる 2 等 3 類 1 号線及び 1 等小路 1 号線を早急に整備しなければならない。しかしながら土地利用との調整及び工事費の節減を図るためには既定計画の変更を必要とするので、本案のように計画変更及び同事業決定を行うものとする。

議第 176 号 宇和都市計画街路決定について

第一 街路の等級及び幅員は左の標準による。

- 1 広路 幅員 44 米以上
- 2 1 等大路は左の 3 類とす
 - 第 1 類 幅員 36 米以上
 - 第 2 類 幅員 29 米以上
 - 第 3 類 幅員 22 米以上
- 3 2 等大路は左の 3 類とす
 - 第 1 類 幅員 18 米以上
 - 第 2 類 幅員 15 米以上
 - 第 3 類 幅員 11 米以上
- 4 1 等小路 幅員 8 米以上
- 5 2 等小路 幅員 4 米以上

第二 前項に定めるものを除くの外街路の築造に関しては街路構造令（大正 8 年 12 月内務省令第 25 号）による。

第三 都市計画街路は次の通りである。

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）、延長（米）、摘要】

2,1,1、駅前通り線、大字卯之町 1 ノ 1312 番地、大字卯之町 1 ノ 1651 番地、15、215

2,3,1、下松葉江良線、大字下松葉甲 315 番地、大字伊賀上 5 ノ 618 番地、（大字久枝、大字卯之町）、12、2,970

但し、1 等小路第 6 号線との交会点から終点に至る区間の幅員は 11 メートルとする。

1,小,1、下松葉鬼窪線、大字下松葉甲 389 番地、大字鬼窪 3 ノ 28 番地、（大字卯之町）、8、2,600

1,小,2、郷別所線、大字鬼窪 2 ノ 205 番地、大字卯之町 2 ノ 373 番地、8、650

1,小,3、中ノ町通線、大字卯之町 1 ノ 1237 番地、大字卯之町 1 ノ 1611 番地、8、180

1,小,4、旭町通り線、大字鬼窪 1 ノ 211 番地、大字鬼窪 1 ノ 180 番地、8、110

1,小,5、田之筋線、大字卯之町 1 ノ 177 番地、大字明石 6 ノ 61 番地、8、590

1,小,6、鬼窪道木線、大字鬼窪 1 ノ 211 番地、大字鬼窪 1 ノ 751 番地、9、760

「別紙図面表示の通り」

理由書

宇和町は宇和平野の中心地であり、2 級国道松山高知線の経過地として、またその他の府県道の経過地として、その交通量は、逐年増加する傾向にあるが、町内の道路は不整形かつ狭隘であり交通需要に応ずることができないので、本案のように 2 等 1 類 1 号線及び 2 等 3 類 1 号線を中心とする街路計画を決定することにしたい。

議第 177 号 宇和都市計画水利施設並びに同事業及びその執行年度割変更について

第一、都市計画水利施設は次のように変更する。

【番号、名称、事業区間（起点、終点、主なる経過地）、幅員（メートル）、排水区域（ヘクタール）】

- 2、上鬼窪排水路、大字久枝 1 ノ 561 番地、大字鬼窪 2 ノ 200 番地、(久枝、鬼窪)、1.00～1.10、15.3
- 4、駅前水路、大字卯之町 1 ノ 940 番地ノ 2、大字卯之町 1 ノ 1321 番地、(大字卯之町)、1.00～2.00、37.6
- 5、中ノ町水路、大字卯之町 1 ノ 933 番地ノ 1、大字卯之町 1 ノ 1710 番地、(大字卯之町)、1.00～1.30、23.4
ただし、大字卯之町 1 ノ 1681 番地、大字卯之町 1 ノ 1807 番地、支線
- 6、鬼窪水路、大字鬼窪 1 ノ 467 番地、大字鬼窪 1 ノ 590 番地、(大字鬼窪)、0.62～1.40、8.2

「別紙図面表示の通り」

第二、都市計画水利施設事業中第 4 号水路外 3 水路を前項のように変更する。

第三、都市計画水利施設事業執行年度割を次のように変更する。

自昭和 27 年度

至昭和 29 年度 約 3 割 7 分

昭和 30 年度 約 3 割 1 分

昭和 31 年度 約 3 割 2 分

理由書

宇和都市計画水利施設事業は昭和 27 年度から工事に着手し現在進捗中であるが、宇和川改修計画、及び街路整備計画に伴い、駅前水路外 3 水路の線形を変更する必要があるため、本案のように計画変更並びに同事業変更を行うと共に、執行年度割を昭和 31 年度までに改めるものとする。

議第 178 号 新居浜都市計画公園追加並びに同事業及びその執行年度決定について

第一 都市計画公園に 6 号公園を次のように追加する。

【番号、名称、位置、地積（ヘクタール）、摘要】

- 6、喜光地公園、新居郡角野町大字角野 1004、1005、0.17、植栽、ブランコ、スベリ台、砂場等の遊戯施設

「別紙図面表示の通り」

第二 前項の計画を都市計画事業とし、昭和 30 年度において執行するものとする。

理由書

新居浜都市計画区域内には別子銅山を根幹とする各種産業施設が存在し、特に角野町にはそれらの産業の従業員が居住しているため、従業員の児童のための遊戯施設を必要としているので本案のように第 6 号公園を決定するとともに、昭和 30 年度において角野町長が整備するものとする。

議第 179 号 八幡浜都市計画街路事業及びその執行年度割決定について

第一、都市計画街路中 1 等小路第 3 号線を次のように都市計画事業とする。

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、(主なる経過地)、幅員（米）、延長（米）、摘要】

- 1,小,3、新港通り線、天神通り、新港、(大黒町 1 丁目)、8、392

「別紙図面表示の通り」

第二 前項の都市計画事業の執行年度割を次のように定める。

昭和 30 年度 約 7 割

昭和 31 年度 約 3 割

理由書

本路線は、当市市街地中心部の主要幹線として、現在砂利道として利用されているが、近時自動車交通の激増は、現況路線では主要路線としての機能を全うできず、円滑な交通を期し難いので、本案のとおり舗装事業を実施しようとするものである。

議第 180 号 宇和島都市計画街路事業及びその執行年度割決定について

宇和島都市計画街路事業及びその執行年度割決定

第一、都市計画街路中 2 等大路第 1 類第 2 号線を次のように都市計画事業とする。

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）、延長（米）、摘要】

2,1,2、栄町丸の内線、栄町、丸の内、（横新町、丸の内）、11、1080

「別紙図面表示の通り」

第二 前項の都市計画事業の執行年度割を次のように定める。

昭和 30 年度 約 1 割 5 分

昭和 31 年度 約 4 割 1 分

昭和 32 年度 約 4 割 4 分

理由書

本路線は、二級国道松山高知線で、宇和島市内で最も自動車及び諸車の交通頻繁な路線であるが、現状は砂利道であるため、路面の損傷甚だしく円滑なる交通を阻害し、且つ塵芥は飛散し、雨天時には泥水四散する等衛生上からも放置し難いので、これに対処する為本案のように舗装事業を実施しようとするものである。

議第 181 号 宇和島都市計画水利施設並びに同事業及びその執行年度割変更について

第一 昭和 29 年 5 月 13 日建設省告示 794 号都市計画水利施設（排水施設）第 1 号小笠原新田排水路を別紙図面のように改める。

第二 宇和島都市計画水利施設事業を前項のように変更しその執行年度割を次のように改める。

昭和 28 年度 約 8 分

昭和 29 年度 約 1 割

昭和 30 年度 約 2 割 1 分

昭和 31 年度 約 2 割 7 分

昭和 32 年度 約 2 割 3 分

昭和 33 年度 約 1 割 1 分

理由書

本排水施設の計画は、在来水路を利用し暗渠を築造する予定であったが、この在来水路が農地の灌漑水路であるため、海水の影響等もあり排水路と兼用することは不相当と認められるので本案のように改め、又本事業は 3 カ年継続事業で実施する予定であったが、財政処置その他諸般の事情により既定年度内に完成することができなくなったので、執行年度を延長しようとするものである。

議第 182 号 伊予都市計画街路事業及びその執行年度割決定について

第一、都市計画街路中 2 等大路第 3 類第 1 号線及び 2 等大路第 3 類第 6 号線を次のように都市計画事業とする。

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）、延長（米）、摘要】

2,3,1、内港新川線、灘町字西 252 番地、灘町 193 番地、11、447、延長の一部

2,3,6、内港稻荷線、灘町字西 285 番地、米湊 859 番地、11、249、延長の一部

「別紙図面表示の通り」

第二 前項の都市計画事業の執行年度割を次のように定める。

昭和 30 年度 約 1.2 割

昭和 31 年度 約 4.3 割

昭和 32 年度

約 4.5 割

理由書

伊予港とその背後地を連絡する街路は、現在家屋密集している幅員狭小な在来路線を利用しており、著しく交通に支障を来していたが、終戦以来継続工事中であった港湾修築の完成に伴う移出入物資の激増は益々円滑な交通を阻害し、憂慮すべき現状にあるので、本路線を整備して物資輸送の円滑化を図り、もって本市産業発展の基盤たらしめようとするものである。

会議録（幹事説明および質疑のみ）

議第 173 号 郡中都市計画名称変更について

幹事：提案理由につきまして、御説明申し上げます。本議案につきましては皆さんもよく御承知の通り郡中町は昭和 30 年 1 月 1 日をもちまして、郡中町と北山崎村、南山崎村、北伊予村これだけが合併いたしましたして伊予市になったわけでございます。従いまして従来呼称されておりました郡中都市計画を、伊予都市計画と名称を改めたいと思う次第でございます。

議第 174 号 松山都市計画公園事業及びその執行年度決定について

幹事：第 174 号議案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。松山市の公園計画は昭和 23 年に一応その計画の決定を見ておりまして、11 か所を決定しておるわけでございます。しかし、いずれも、単なる計画にすぎないわけございまして、実際に公園としての機能を発揮しておりますのは、現状におきましては県立道後公園と城山公園の 2 か所だけでございます。またこの 2 か所の公園におきましても、その現状を見まする時に、非常に施設そのものが貧弱であるわけでございます。とくに県立道後公園につきましてはよく皆さんとおなじみでございますので御承知の通り大体道後温泉と接続いたしております。非常に昔から道後公園は皆様や市民に親しまれておる公園になっておるわけでございます。しかしながら、この公園の内部のいろいろな施設を見まするに、非常に貧弱であるわけでございます。また児童の遊戯場としても何ら現在の施設として見るべきものがないわけでございます。ここにおきまして一応本年度昭和 30 年度におきまして国庫補助を貰いまして、大体この道後公園の現在の東トラックの一部に児童公園としての施設を完備したい、というような計画を立てておるわけでございます。なお、将来この道後公園の東トラックを相当国庫補助をお願いしまして、大きないわゆる松山を市民の家族の楽しい団欒の地というような計画を併せ持ち合わせておるわけでございますが、本議案につきましては、取りあえず児童遊園地としての施設の計画をお願いする次第でございます。

議第 175 号 大洲都市計画街路変更並びに同事業及びその執行年度割決定について

幹事：大洲市は昭和 29 年 10 月 3 日に都市計画法が適用になったわけでございますが、それから余り都市計画としては見るべきものがなかったわけでございます。しかしながら、昭和 28 年の 3 月によろやく大洲市の街路網が決定を見たわけでございます。大洲市の都市計画の自律上一番我々として考えねばならぬことは、これは全国の非戦災都市共通の悩みでございますところの非常に街路が狭隘である。狭くあるという点でございます。現在大洲市の中央商店街を貫通しておりますところの、いわゆる二級国道の松山 - 大洲線は最近非常に自動車の往来が激増いたしまして、現在の幅員では到底その交通量を消化で

き得ないというような現況に立ち至っておるわけでございます。従いまして、どうしてもこの路線を拡張しなければならない、拡張しなければならないという問題がいろいろ起こってくるわけでございますが、非常に人家が密集しておりまして、現状でこの幅員を拡張ということは非常に困難が伴うのであります。之に代わるところの路線が必要になってくるわけでございます。その路線としまして、今日提案いたしましたところの大洲駅前 - 徳ノ森線と大洲 - 徳ノ森線の 2 線が、この代替線として計画されておるわけでございます。大体計画の概要は昭和 30 年度から 3 カ年計画で事業を実施しようとしたものでございます。なお本路線は県道あるいは国道予定線になっておりますので、この工事の実施は知事に於いて実行するという事になっておりまして、すでに本省の方からもこれに対するところの国庫補助金の予算の指令をうけておるわけございまして、現在におきましては一日も早く着工したいという気持ちでございます。なお、この路線の当初計画におきましては、国鉄自動車の倉庫と地下タンク、ここを路線が通っておったわけでございますが、その計画で行きますと、相当工事難行でございますし、また費用も沢山かかりますので、この路線を変更いたしまして、その変更の議決をお願いしたいと存じまして、この議案を提案した次第でございます。以上でございます。

委員：自動車事務所の関係点をお話になっておりましたが、これは変更になってかまわんののでしょうか。

幹事：はい。

委員：そうですか。

議第 176 号 宇和都市計画街路決定について

幹事：東宇和郡の交通の要衝地でありますところの宇和町は 2 級国道の松山 - 高知線を初めとして各種の県道が通過しておるわけございまして、非常にトラックその他諸車の往来も頻繁を極めておるわけでございます。しかし、その道路の幅員の現況は非常に狭隘でありまして、トラックなんかの離合なんかも非常に困難を極めておるわけでございます。従いまして、早急に宇和町におきましては街路網の計画を決定しなければならないので、昭和 27 年に本町の都市計画が決定いたしましたからいろいろ検討を加えておったわけでございますが、今般只今朗読いたしました通りの街路網の決定を見ましたので、本審議会に提案した次第でございます。以上でございます。

議第 177 号 宇和都市計画水利施設並びに同事業及びその執行年度割変更について

幹事：本議案につきまして、図面を見て戴けばよくわかります通り、大体本町の背後には幾筋も谷間を控えておるわけでございます。降雨時にはこれらの谷間の雨水が市街地の方に流れて参りますが、排水路の施設が現在は非常に不完全でございまして、従いまして、そういう雨がひどい場合におきましての住民の保健衛生に非常に悪い影響をきたしておるわけですが、大体この問題が本町のいろいろな大きな懸案の問題になっておったわけでございますが、昭和 27 年に都市計画法が適用されまして、早速これの打開の方針を計画してまいって、これに対するところの水利施設計画を昭和 28 年に樹立いたしまして、建設大臣の決定をいただき、同水利事業といたしまして、昭和 27 年度以降約現在までに 300 万円の国庫補助をいただきまして工事をやってまいったわけでありまして、また、将来も引き続きこの工事を継続する必要があるとすれば 176 号議案によりまして、街路網が一応決定いたしましたので、この水利の建設につきましても街路網の適用する様な設計の変更をする必要があるわけでございます。またもう一つ本庁の宇和川の改修計画の関係もございまして、この改修計画に即応するように、この水利の計画も変更の必要もあるわけでございます。従いまして、かような変更の計画と、それに伴うところの事業実施の変更と、この 2 点をお願いしたいと思ふ次第でございます。

議第 178 号 新居浜都市計画公園追加並びに同事業及びその執行年度決定について

幹事：新居浜市の都市計画区域内にあります角野町は御承知の通り工業都市新居浜のいわゆる住宅地ともいうべき環境にあるわけでごさいます、角野町には住友もあり、各社の住宅が非常にたくさんあり、将来においても著しく激増の傾向を示しておるわけでごさいます。しかしながら角野町には住宅地帯としての適当な施設が完備していない。なかんずく、子供の遊び場である児童公園というものが余り沢山ない。そういう見地からいたしまして、本町が都市計画法を適用して以来、児童公園にその重点を置いてまいったわけでごさいます、昭和 28 年には国庫補助事業といたしまして、新田児童公園を完成したわけでごさいます、さらに本年度におきましても喜光地の児童公園を開始いたすという計画を樹立いたしたわけでごさいます。

議第 179 号 八幡浜都市計画街路事業及びその執行年度割決定について

幹事：本議案の新港路線は、八幡浜市街の中心部の幹線道路でごさいます、現在は砂利道でありまして、最近のように非常に諸車の往来の激しい場合におきましては、道路の損傷とかまたは雨の降った場合には実に困難を極めております。そういうような状況にあるわけでごさいます、このまま放置することはできないので、これを本年度から 2 カ年の計画事業として、コンクリートの舗装をいたしたいという気持ちで提案したわけでごさいます。

委員：この審議会の私共委員の立場から申しますれば、いささかその御意図を離れたような感じもあるので、関連性があるので、ちょっと意見並びに御質問を申し上げてみたいと思います。御承知のように八幡浜市は南北に通ずる縦断線が極めて狭隘なのであります。八幡浜一宇和線に至りましては古町というところにおいて大変狭い所がありまして、そこに輻輳する自動車が行き違いに大変困難をして。ある遭遇点からある地点まで退避せねば、これを交叉することができぬというようなことになりまして、昨年四月に本県へ事情を申し上げまして、時の課長の御道連を得まして、建設省へ参りまして、それが平行線なればというので下松柏の祇園橋の架設を見ましたことは大変助かったのであります。さらに八幡浜一川之石線に至りましては大変舗装いたしまして、これが交通の緩和を図りたいということは数年来の懸案になっておったのであります。ところが、今から 30 年ほど前に幅員が狭いからというので両側の軒を切りまして、そうして僅かに只今県道八幡浜一川之石線の幅員 5 メートルの道があります。近来大変自動車の幅が広くなりまして、いわゆる大型が通りますので、5 分間くらいに通ります。町の間を 30 分も 40 分も時には 1 時間というような実情であります。かようなことを緩和する一つの方法といたしまして、只今その懸案になります大黒町 1 丁目の線を求めまして、当時建設省へ課長さんの御道連を得まして陳情いたしましたこともありまして、その時本省においても丁度係課長が、大変その不自由なところを自動車に乗り合して、これは無理からぬ路線であるからして認めてやるというような御意向がありました、国庫の対象になるのは 11 メートルで、ところが既設の街幅は 8 メートルで、これを 11 メートルに拡張することは非常に困難であるからして、これを国として取り上げてやりがたいというようなお話でありまして、時の課長さんは、それでは県の都市計画路線に編入するというようなお言葉を賜りまして、東京から帰ったことがあるのであります。しかし、それは知事さんのお言葉を受けたものではありません。また、部長さんのお言葉を受けたものではありません。ただ係課長さんのお言葉を受けたにすぎないのであります。只今事情を申し上げますように、どうしても交通地獄を緩和させるためには大黒町 1 丁目の只今懸案の第 179 号議案になっておりますこの路線が極めて重要なということは只今提案理由の説明にありました通りであります。ただここに私共が事情はそれといたしまして 70%の割合にありますが、これを 100%にお願いすることができるのでありますかという質問と、さらにその起点が天神町であります、終点をそれから僅かに棧橋、

旧港通りという線の中に 100 メートルくらいの切れ目があります。これを都市計画線に御編入していただくことができぬものでありましょか。この点ちょっとお願いしたいと思います。

委員：只今の御質問に対して御説明します。本年度事業は 7 割でございますが、その他の本省が配分いたしましてもその予算では 7 割でございますが、なお以後追加してあるのでございますが、3 割あるかと思いますが、その点お含み願いたいと思います。大黒町線延長の件でございますが、これにつきましてはなお八幡浜市の街路網が約 10 年前より決定されておりますので、その後状況によりまして変更しなければならない箇所もあるのでございますので、それらと関連してなお今後検討したいと思っております。

委員：大変中央といわず、地方といわず財政困難な時にこのように原案に入れて戴きまして、大変配慮を願ったことを敬意を表するものであります。ただ、私共委員として申し上げますのに只今の御回答によりまして、答弁によりまして、満足できると思えます。将来、只今申し上げましたような事情緩和のできますように、これは審議会長である知事さんにさらに配慮を願いますように本席を通じてお願い申し上げまして質問を打ち切りたいと思えます。

議第 180 号 宇和島都市計画街路事業及びその執行年度割決定について

幹事：宇和島市は終戦以来戦災復興区画整理事業によりまして区画整理が実施されまして、街路とか、上下水道の整備は現在着々と整備されておまして、その大半は竣工しておるわけでございます。宇和島市におきまして残された問題といたしましては戦災を免れたところの地域の街路の整備と舗装の問題が最も重要な問題になっておるわけでございます。本議案の路線は二級国道松山 - 高知線でございますが、宇和島市において最も交通量の多い線でございますれば、現状は砂利道でございますが、交通に現状でみますると支障もあり、また道路の損傷も甚だしいので、昭和 30 年度以降 3 カ年計画を持ちましてコンクリート舗装をいたしたいと存するしだいでございます。なお、この路線は国道である関係上、市に於いてこの事業を実施する予定になっております。

委員：只今御提案になっております路線の終点が丸の内が終点になっておるのでございます。地図に示しておりますように終点のところから西に方が切れまして、神田河原の道路のところでは、この間はやはり交通の頻繁な路線でありますと共に、あの路線の図で見まして左側に当たる地域が宇和島におきますところのひとつの学校町といえますか、あの地域には四つ五つの学校があるのでございますので生徒の往復交通量が非常に激しいのでございますれば、本日提案になっております路線の終点が丸の内というのを、神田河原のところまで延長できないものであるかどうか、これ等の事情をお聞かせ願いたいと思えます。

委員：只今の委員さんの御質問にお答えいたしますが、只今御指示がありました路線延長の問題であります。この延長路線の一部におきましては将来戦災復興事業として舗装可能と解釈いたします。しかし、一部につきましては、例のあの建設省の方では全幅 11 メートルになっておましてそれを下回っておる幅員になっております。先ず、道路の幅の拡張が先決用件でございますので、よくその点研究いたしまして、できるだけ要求の御期待に添うようにしたいと考えております。

委員：さらに付言をいたしておきます。この路線が最近出来上がりまして、非常に塵埃が多く、学校の炊事場が路線の近所にありますので、学校の方へ空気の交じってくる塵埃の量ですね、これなどの理由が出ておるから夏も冬も勿論ですが、腐蝕場の移転をやるか、あるいは舗装をやるか、どちらかをやらなければおかぬというような問題で地元において、PTA、学校側と非常に問題を起こしておる路線であります。そういうような関係がありますので、都市計画法による舗装が困難ということになれば、国道の方の関係で御配慮を願うとか、あるいはまた戦災関係の方で御考慮を願うとか、何か一つ速やかに実現方をお願いしたいと思えます。

委員：一応実情を調査いたします。

議第 181 号 宇和島都市計画水利施設並びに同事業及びその執行年度割変更について

幹事：この宇和島市の新内港に接しておりますところの一带の地域の排水施設が十分でないわけでございます。

従いまして衛生的見地から放置することが出来ないので昭和 29 年に都市計画排水施設事業として、大体 3 カ年計画の継続事業として昭和 28 年度から着工をしまいいりまして、昭和 28 年度には 160 万円、昭和 29 年度には 200 万円の事業費を投じて工事を進めて参ったわけでございますが、図面を見ていただいたら判りますが、この計画水利の一部をいわゆる在来の水路を利用するという計画を立てておったわけでございます。しかし、この地区では地盤の高さの関係によりまして、海水が逆流することが考えられるわけでございます。従いまして、在来の水利は農地の灌漑用水に利用されておるわけでありまして、海水の逆流という問題が、用水が出来ますれば、農地の耕作に支障をきたすというような事態も憂慮されますので、その灌漑用水路とは別に排水路を築造するように計画を変更しようとするものであるわけでございます。なお執行年度割につきましても、当初の計画では 30 年度完成というのが困難な事情にありましたので、さらに 33 年度まで 3 カ年の年度の延長をいたしたいと存ずる次第であります。

委員：直接只今上程になりました議案に対する質問ではないのでありますが、本日只今審議が終わりました総ての議案に関係を持つかとも考えるわけでありまして、都市計画法の建前から申しますというのと、即ち審議会の決定いたしましたことは直ちに建設省の最終的な決定だということを考えても結構だと思うんでありますが、最近においてはそうしたような事例がないかとは存ずるのでございますが、かつては、このせつかくの決定いたしましたこの仕事が愈々実施の段階に至りまして、案外地元の該当の自治体におきまして、あるいは理事者、議会の間において意見の調節ができなかったとか、あるいはまたその該当の住民の道路の幅員を拡張するといったような問題の際に直接関係する、その住民の、町民、市町村民の完全なる了解ができないために実施の段階に至らない、工事の執行が遅延するとか、或いは変更又は変えねばならないというような事態を存しておるのでありますが、今日の御提案になっております、これらの諸問題につきましては、そうしたような問題は提出する必要がないかどうかというような点を最後にお聞かせ願いたいと思います。

幹事：いろいろ道路の問題につきましても排水路の問題につきましても、地元民の利害関係に大きく影響するものでございまして、その計画を立てて実施する場合は、そういう点を慎重に研究もし、地元の方々の御意見を受けたまわなければならぬことは十分承知しておるわけでございます。なお、この審議会に提案した事項につきましては、それぞれ関係市町村と県といたしましては十分連絡を取りまして、一応地元の方、或いは市町村当局におきましても十分御了解の工事である、計画であるという気持ちで提案いたしておるのでございます。

議第 182 号 伊予都市計画街路事業及びその執行年度割決定について

伊予市は昭和 28 年の 4 月 23 日に都市計画法が適用されまして、翌年の昭和 29 年の 12 月に街路計画と道路計画の地域に決定をいたしておるわけでございます。大体伊予市は終戦以来継続工事中の港湾の修築が関連いたしまして著しく移出入物資の増加をみておるわけでございます。港湾地の、その背後地を連絡するところの現在の街路では幅員が非常に狭くて、こういう物資の輸送に大きな障壁を来しておるわけでございます。この大きな問題を打開する為に本議案のような路線を新設いたしまして、その輸送の円滑化を期したいという気持ちで提案した次第であります。大体本工事は本年から 3 カ年継続事業といたしまして国庫補助二分の一を得て実施いたしたいつもりでございます。

第 30 回愛媛都市計画地方審議会議案（昭和 31 年 3 月 21 日開催）

出席者

会長	知事
委員	運輸技官
同	県会議員 5名
同	松山市技監
同	
同	西條市長
同	西條市会議員 5名
同	壬生川町長
同	壬生川町会議員 5名
同	内子町長
同	内子町会議員 5名
同	宇和町長
同	宇和町会議員 5名
同	新居浜市長
同	新居浜市会議員 6名
同	副知事
同	総務部長
同	民生部長
同	衛生部長
同	農林水産部長
同	商工労働済部長
同	土木部長
臨時委員	四国鉄道管理局長
番外 幹事	財政課長
番外 同	建築課長
番外 同	今治市監理課長
番外 同	松山市都市計画課長

議事項目

- 報第 37 号 委員幹事異動報告
- 議第 183 号 内子都市計画街路決定について
- 議第 184 号 壬生川都市計画排水施設決定について
- 議第 185 号 壬生川都市計画街路決定について
- 議第 186 号 内子都市計画排水施設決定について
- 議第 187 号 西条都市計画街路並びに同事業変更について
- 議第 188 号 宇和都市計画排水施設並びに同事業変更について
- 議第 189 号 新居浜都市計画街路事業及びその執行年度割変更について

議第 183 号 内子都市計画街路決定について

第一 都市計画街路を次のように決定する。

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）、延長（米）、摘要】

2,3,1、麓橋五十崎駅前線、大字城廻字田中甲 445 ノ 3、大字吉田上町甲 1840、（本町、肱川町）、12、2,650

2,3,2、広町線、大字内子畑中甲 1872、大字内子中沖甲 778 ノ 4、（広町）、12、395

但し起点に地積約 700 平方メートルの広場を設ける。

1,小,1、内子橋廿日市線、内子黒瀬甲 1353、内子野中甲 294、（旭町、中町、廿日市）、8、1,600

「別添図面表示の通り」

理由書

本町は肱川支流小田川上流地域の商工業都市であり、近時自動車交通の増加はめざましいものがあるが、現在の市街地道路は狭隘且つ不十分なものであるため、同町将来の発展の為その主要街路網を決定しようとするものである。

議第 184 号 壬生川都市計画排水施設決定について

第四、 壬生川都市計画排水施設を次のように決定する。

【番号、名称、事業区間（起点、終点、主なる経過地）、幅員（メートル）、排水区域（ヘクタール）】

1、本河原排水路、壬生川町三津屋 39 ノ 2、壬生川町壬生川 89、（大字壬生川）、1.2～2.2、1,538、61.5、
1.2×0.7、1.6×1.6、2.2×1.6

但しポンプ場、壬生川町三津屋 39 ノ 2、240 平方メートル、64.2、揚水能力 2209 平方メートル/秒

遊水場、壬生川町三津屋 219 ノ 2、62、

1、大曲排水路、壬生川町三津屋 14、壬生川町三津屋 1 ノ 1、（大字三津屋）、1.1、280、40.0、1.1×0.8

「別添図面表示の通り」

理由書

壬生川町は南海大地震以来地盤沈下し、市街地一帯は満潮面より低く、而も地形上水利状況悪く、ために例年十数回の市街地浸水を見、著しく市民生活の安定を阻害している実情にあるため、本案の如く排水施設を都市計画施設として決定しようとするものである。

議第 185 号 壬生川都市計画街路決定について

第一 都市計画街路を次のように決定する。

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）、延長（米）、摘要】

2,2,1、駅前通り線、大字三津屋 468 ノ 9、大字三津屋 727、（大字三津屋）、16、1,680

但し起点附近に地積約 1700 平方メートルの広場を設け、2,3,1 号線との交差点より終点に至る区間の幅員はこれを 12 メートルとする。

2,3,1、高須北条線、大字壬生川 1097、大字北条 440、（大新田、三津屋、北条）、12、3,200

2,3,2、高田北条線、大字壬生川 874、大字北条 714 ノ 1、（大字壬生川、大字三津屋）、12、2,670

2,3,3、三津屋壬生川中学校線、大字三津屋 655、大字周布 217 ノ 1、（大字北条）、12、1,400、

但し起点より延長約 920 メートルの地点の鉄道との交叉は立体交差とする。

2,3,4、国安吉井線、大字喜多台 164 ノ 3、大字周布 217 ノ 1、（大字貝田、大字円海寺）、12、1,808

1,小,1、大正通り線、大字喜多台 495 ノ 1、大字三津屋 487、（大字壬生川）、8、1,200

1,小,2、大新田円海寺線、大字大新田 63、大字円海寺 37 ノ 1、（大字壬生川）、8、1,850

「別添図面表示の通り」

理由書

本町は道前平野の中心として壬生川港及び壬生川駅を含む物資の集散地として発展し、交通も増加しつつあるので、この際街路網を決定し、本町の発展に資せんとするものである。

議第 186 号 内子都市計画排水施設決定について

第一 内子都市計画排水施設を次のように決定する。

【番号、名称、事業区間（起点、終点、主なる経過地）、幅員（メートル）、排水区域（ヘクタール）】

- 1、滝の奥排水路、内子町大字内子甲 8、81 ノ 1、内子町大字内子甲 1808、（坂町、本町）、1.0～1.6、906、23.1、断面 1.0×0.6、1.6×0.82

「別添図面表示の通り」

理由書

内子町は山間都市であるが、風土上豪雨多く、年数回は市街地に浸水し、その排水路の不完全是市民生活に著しい不安を与えているので、最重要な滝の奥排水路を都市計画施設として決定しようとするものである。

議第 187 号 西条都市計画街路並びに同事業変更について

第一、昭和 26 年建設省告示 433 号都市計画街路第三を次のように改める。

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）、延長（米）、摘要】

- 2,1,1、西条駅前朔日市線、大町字福森、朔日市秋吉、（東町、新田）、20、2,810

但し起点付近において地積約 3,300 平方メートルの広場を設ける。

- 2,2,1、倉絹南通り線、朔日市秋吉、新田市塚新田、16、2,080

但し 2, 2, 4 号線との交差点より終点に至る区間の幅員は 12 メートルとする。

- 2,2,2、古川橋下島山線、古川喜三衛、下島山北三楽、（朔日市、新田）、15、4,710

但し橋梁の幅員は 9 メートルとし、橋梁より 2,3,2 号線との交差点までの区間、及び 2,2,1 号線との交差点から終点に至る区間の幅員は 12 メートルとする。

- 2,2,3、国道西条港線、大町加茂新地、樋之口八丁、（神拝明屋敷）、15、2,870

但し起点より 720 メートルの区間は 11 メートルとし、終点付近に地積約 2,700 平方メートルの広場を設ける。

- 2,2,4、国道朔日市線、大町小川、朔日市鱸の洲新田、（新田）、15、2,890

但し起点より 2,3,2 号線との交差点に至る区間の幅員は 11 メートルとする。

- 2,3,1、喜多川朔日市線、喜多川上縄渕、朔日市兵衛田、（明屋敷）、12、2,080

- 2,3,2、古川玉津橋線、古川寅巳 259、玉津寺地、（神拝、大町、朔日市）、12、3,450

但し 2,2,3 号線との交差点より 2,2,4 号線との交差点に至る区間の幅員は 16 メートルとする。

- 2,3,3、西条駅前干拓地線、大町福森、港新地港新地、（喜多川樋之口）、11、3,250

但し起点より 2,2,3 号線との交差点に至る区間及び 2,2,2 号線との交差点から終点に至る区間の幅員は 15 メートルとする。

- 2,3,4、西条駅前下島山線、大町福森、下島山北三楽、（明神木、玉津）、11、2,500

- 2,3,5、加茂川大橋福武線、大町加茂新地、福武沢の前、12、1780

「別添図面表示の通り」

第二、昭和 28 年度建設省告示 1108 号西条都市計画街路事業 2 等大路第 1 類第 5 号線を次のように改める。

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）、延長（米）、摘要】
2,2,3、国道西条港線、大町加茂新地 1209、樋之口八丁 453、（神拝明屋敷）、11、15、720、2,150
「別添図面表示の通り」

理由書

本市の街路網は昭和 26 年度建設省告示 433 号で決定したものであるが、その後干拓事業の進捗市の発展状況に適合すべく、都市計画基礎調査の結果に基づいて街路網の一部を変更しようとするものである。

議第 188 号 宇和都市計画排水施設並びに同事業変更について

第一 昭和 28 年 6 月 19 日建設省告示第 1101 号により決定された排水施設第 4 号駅前排水路の一部を別添図面の通り変更する。

理由書

本排水路は昭和 27 年度より工事に着手して実施中であるが土地利用の合理化を図るために今回その一部を変更しようとするものである。

議第 189 号 新居浜都市計画街路事業及びその執行年度割変更について

第一 昭和 30 年建設省告示第 564 号により決定された都市計画街路 2 等大路第 1 類第 1 号線の執行年度割を次のように改める。

昭和 29 年度 3.4 割

昭和 30 年度 2.1 割

昭和 31 年度 4.5 割

第二 昭和 30 年建設省告示第 551 号により決定された都市計画街路 2 等大路第 3 類第 3 号線の執行年度割を次のように改める。

昭和 29 年度 3.3 割

昭和 30 年度 2.8 割

昭和 31 年度 3.9 割

理由書

これらの路線は昭和 29 年度より継続事業として事業を実施中であるが財政その他諸般の事情により既定の年度に完成することができなくなったので本案のように執行年度割を改めるものである。

会議録（幹事説明および質疑のみ）

議第 184 号 壬生川都市計画排水施設決定について

幹事：壬生川町と申しますと、地盤沈下の発祥地でございます、従って被害も一番著しかったわけですが、海岸堤防といたしましては今日目鼻がついたわけですが、排水の面につきましては、この理由書にもあります通りでございますので、今回この 2 つの排水路を決定の運びに至ったわけでございます。よろしくお願い申し上げます。

臨時委員：本河原排水路につきまして調査することの実施に当たりましては、事前に決定、協議することを条件として原案を承認したいと思います。

議第 187 号 西条都市計画街路並びに同事業変更について

幹事：西条市の街路網は昭和 26 年に決定しておったわけですが、昨年の都市計画基礎調査を精密に行いました結果構想を新しくいたしまして、本試案のような決定をすることになったわけでございます。第 1 の方は計画の変更でございます。第 2 の方は事業の計画でございます。よろしくお願いいたします。

議第 189 号 新居浜都市計画街路事業及びその執行年度割変更について

幹事：本案の第 1 の方は昭和 29 年度が 4.2 割、昭和 30 年度が 5.8 割となっておりますものを、それから第 2 の方は昭和 29 年度は 3 割、30 年度は 7 割となっておりますものをご覧のように改定お願いいたしましたわけでございます。